

平成 2 2 年

第 7 回美濃市議会定例会会議録

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日 開会

平成 2 2 年 1 2 月 1 4 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成22年第7回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (11月26日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	4
所管事務調査結果の報告	4
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案の上程	8
議案の説明	
議第55号・議第64号(総務部長 平林 泉君)	8
議第56号・議第60号・議第63号(民生部長 梅村 健君)	12
議第57号・議第58号・議第59号・議第62号(建設部長 丸茂 勝君)	13
議第61号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)	15
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	16
議案の上程	17
議案の説明	
市議第4号(11番 平田雄三君)	17
休憩	18
再開	18
質疑	18
委員会付託省略(市議第4号)	18
討論	18
議案の採決	18
休会期間の決定	18
散会の宣告	18
会議録署名議員	20

第 2 号 (11月30日)

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者	21
職務のため出席した事務局職員	21
開議の宣告	22
会議録署名議員の指名	22
議案の上程	22
議案の説明	
議第65号・議第66号・議第67号(秘書課長 市原英樹君)	22
休憩	24
再開	24
質疑	24
委員会付託省略(議第65号・議第66号・議第67号)	24
討論	24
並 信行議員	24
議案の採決	25
休会期間の決定	26
散会の宣告	26
会議録署名議員	27

第 3 号 (12月7日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	29
説明のため出席した者	29
職務のため出席した事務局職員	30
開議の宣告	31
会議録署名議員の指名	31
議第55号から議第64号までと市政に対する一般質問	
1 市原鶴枝議員	31
1. 文化財を通して郷土愛の育成をどう推進するのか	
2. 廃校の活用について	

	3. 住宅用火災警報器の設置状況について	
	藤田教育次長兼教育総務課長答弁	33
	平林総務部長答弁	34
再	市原鶴枝議員	35
2	古田 豊議員	36
	1. 共同通信社が実施したアンケートで市長は消費税の値上げについて賛成したのか反対したのか	
	2. 第5次総合計画について	
	① 日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想では具体的には何をなされるのか	
	② サイクルシティ構想を推進する上で、美濃市は山間部が多い中、起伏が激しいとか自転車専用道路の確保が難しいと思われるなど、こうした問題をどうクリアするのか	
	③ アーティストインレジデンス事業ではどんな成果があり、どう評価しているのか。今後も継続するのか	
	④ 農産物の自給率を高めるために、猿やイノシシの駆除対策をどう考えているのか	
	⑤ 人口を今より増やす対策と若者が結婚をしやすくする対策として、婚活課を作るということはできないか	
	石川市長答弁	38
再	古田 豊議員	43
	休憩	43
	再開	43
3	平田雄三議員	43
	1. 新年度を迎えるに当たり、その展望と施策について	
	2. 住居表示について	
	① 市内において住居表示制度の実施状況はどの程度か	
	② 美濃中心市街地の住居表示をどう考えているか	
	3. 河川周辺の環境整備について	
	① 堤敷内の植樹計画はあるのか	
	石川市長答弁	45
	平林総務部長答弁	46
	丸茂建設部長答弁	47
再	平田雄三議員	48
4	武井牧男議員	49
	1. 子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン接種の公費助成について	
	2. 高齢者対策について	

	① 緊急時にいち早く対応するための救急医療キットについて	
	② 「買い物弱者」対策について	
	③ 高齢者の「憩いの場づくり」について	
	梅村民生部長答弁	51
	宮西産業振興部長答弁	52
再	武井牧男議員	53
	休憩	53
	再開	54
5	山口育男議員	54
	1. 岐阜地方法務局関出張所について	
	① 統合問題についての進捗状況はどうか	
	② 今後の見通しはどのようなか	
	2. 2011年7月の地デジ完全移行に向けた、市の対策はどのようなか	
	石川市長答弁	55
	平林総務部長答弁	56
再	山口育男議員	57
6	並 信行議員	57
	1. 学童保育について	
	① 留守家庭児童教室という名称は適切か	
	2. 市内における河川利用状況について	
	① 河川を利用したレジャー（バーベキュー、キャンプ、ラフティング、釣り等）人口を把握しているか	
	② 河川利用者から出たごみの処理はどうか	
	③ 近年、水難事故が多発しているが、最近の発生件数の推移とその対策について	
	梅村民生部長答弁	60
	平林総務部長答弁	60
再	並 信行議員	62
	平林総務部長答弁	63
再々	並 信行議員	63
7	日比野豊議員	64
	1. 「広報みの」により、市内全世帯からの市民の意見や要望を吸収することはできないか	
	2. サイクルシティ構想推進の一環として職員の自転車通勤の奨励について	
	3. 本庁舎をはじめ、市の公共施設の駐車場利用の職員に対する駐車代の有料化について	

4. 市民ニーズ・自治会要望に応える為に（仮称）「何でもOK、すぐやる課」の 創設について	
石川市長答弁	66
休憩	68
再開	68
8 塚田歳春議員	69
1. 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について、民主党政権は関係国との協 議を開始するとしているが、市長はTPPについてどう考えているのか	
2. 公共下水道や農業集落排水事業の水洗化率向上のため、工事費に対する助成は できないか	
3. 旧美濃病院跡地は、観光駐車場、イベント広場として整備されたが、今後、ど のような利用を考えておられるのか	
石川市長答弁	71
丸茂建設部長答弁	72
平林総務部長答弁	72
再 塚田歳春議員	73
石川市長答弁	75
丸茂建設部長答弁	75
再々塚田歳春議員	75
丸茂建設部長答弁	76
委員会付託（議第55号から議第64号まで）	76
議案の上程	77
議案の説明	
議第68号（市長 石川道政君）	77
休憩	77
再開	77
質疑	77
委員会付託省略（議第68号）	77
討論	78
議案の採決	78
休会期間の決定	78
散会の宣告	78
会議録署名議員	79
 第 4 号 （12月14日）	
議事日程	81

本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	81
説明のため出席した者	81
職務のため出席した事務局職員	82
開議の宣告	83
会議録署名議員の指名	83
議案の上程	83
委員長報告	
総務常任委員会委員長 平田雄三君	83
民生教育常任委員会委員長 太田照彦君	83
産業建設常任委員会委員長 日比野 豊君	84
委員長報告に対する質疑	84
討論	85
議案の採決	85
閉会の宣告	86
市長あいさつ	86
会議録署名議員	89
総務常任委員会審査報告書	90
民生教育常任委員会審査報告書	90
産業建設常任委員会審査報告書	91

美濃市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年11月26日に第7回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成22年11月19日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）
- 1、平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 1、平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例について
- 1、美濃市第5次総合計画基本構想の策定について

平成22年11月26日

平成22年第7回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成22年11月26日 (金曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 4 議第56号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議第57号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議第58号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議第59号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第60号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第61号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第62号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第11 議第63号 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例について
- 第12 議第64号 美濃市第 5 次総合計画基本構想の策定について
- 第13 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

第 1 から第13までの各事件

(追加日程)

市議第 4 号 美濃市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
総 務 部 長	平 林 泉 君	民 生 部 長	梅 村 健 君

産業振興部長	宮 西 泰 博 君	建設部長	丸 茂 勝 君
会計管理者兼 会計課長	瀬 瀬 恒 雄 君	教育次長兼 教育総務課長	藤 田 裕 明 君
総務課長	西 部 真 宏 君	総合政策課長	太 田 己代治 君
秘書課長	市 原 英 樹 君	美濃病院事務局長	西 部 繁 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議会事務局長 次	井 上 司
議会事務局 書記	長 屋 充 宏		

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

去る10月29日午前6時8分、森和美教育長が急逝されました。

森教育長におかれましては、美濃中の校長など美濃市において28年にわたり教育に携われ、平成19年4月には教育長に就任されまして、美濃市の教育の向上に多大な貢献をされました。

故人の御冥福をお祈りするため1分間の黙祷をささげたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

故 森和美教育長の御冥福をお祈りして、黙祷始め。

〔黙 祷〕

○議長（佐藤好夫君） 黙祷終わり。御着席ください。

本日は平成22年第7回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第7回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

ことしの秋は、美濃和紙あかりアート展、うだつのまち美濃10分の1健康マラソン、福祉健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、産業祭など、各種イベントにつきまして、議員各位を初め市民皆様の御協力により盛大のうちに無事終了することができました。関係者の皆様には厚く感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

去る11月17日、18日の2日間、全国市長会が東京で開催され、岐阜県市長会長として出席してまいりました。会議では、地域主権改革の実現を求める決議や、子ども手当に関する決議等5件の決議、介護保険制度や国民健康保険制度に関する件などの重点提言16件を採択し、国に対し要望することとなりました。

今後とも市民の皆さんや議員各位の御意見をお聞きしながら、活力に満ちた地域社会づくりのため、地方の実態に即した各種政策の実現に向けて、岐阜県市長会や全国市長会等を通して国に要望をしていきたいと考えております。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、補正予算が8件、条例の制定が1件、美濃市第5次総合計画基本構想の策定が1件、合計10件でございます。

議案の内容につきましては、詳しくは後ほど御説明いたしますが、美濃市第5次総合計画基本構想の策定につきましては、昨年の市政懇談会や市民アンケート、並びに本年6月より議員各位や引き続き市民の皆様からの御意見をお聞きしながら、美濃市総合計画審議会において協議を重ね、去る11月5日に審議会より答申を受け、美濃市として基本構想を策定いた

しました。

まちづくりの考え方である基本理念は「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまち」、将来のテーマである将来都市像は「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」としており、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、市民だれもが安全で安心な生活ができ、幸せに暮らせることを目指した基本構想としております。

また、条例の制定につきましては、美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例でございまして、路上喫煙は受動喫煙による健康被害や火災の誘発、吸い殻の不法投棄などを引き起こす危険行為であり、これらの路上喫煙による被害を未然に防止し、市民生活の安全を確保するための条例でございます。

今回提出いたしましたその他の案件も、いずれも重要な案件でございまして、慎重に御審議を賜りますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから平成22年第7回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時06分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

所管事務調査結果の報告

○議長（佐藤好夫君） 次に、所管事務調査結果の報告を行います。

これについて、各常任委員会における調査結果の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 平田雄三君。

○総務常任委員会委員長（平田雄三君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会の行政視察につきまして報告いたします。

去る10月6日水曜日から10月8日金曜日の3日間、北海道帯広市、音更町、士幌町を視察いたしました。北海道帯広市では、議会基本条例について視察を行いました。帯広市議会では、市民参加による豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的に、議決機関としての役割や議員の職責・職務を市民への誓約として示すとともに、その役割を果たすための具体策などを議会基本条例として平成22年3月に制定いたしました。

美濃市議会におきましても、活性化委員会で検討項目として協議を始めておりますが、まず議会基本条例について研究をし、当市の実情に合わせ徹底した議論が必要と考えます。今後検討を行っていく上で大変参考になりました。

北海道河東郡音更町では、コミュニティバスについて視察を行いました。音更町市街地から帯広市への交通手段は確保されているものの、音更町内市街地間の公共交通は極めて脆弱な状況であることから、高齢者などが町内の公共施設や医療機関を利用するときなど、気軽に利用できる交通機関を目指して、市街地間循環コミュニティバスを平成13年2月20日から運行をしています。

美濃市でもコミュニティバス「わっちも乗ろCar」を運行しておりますが、音更町では農村部への運行や利用率の向上が課題であり、一層利便性を高く、より効率的なバス運行を行う上で大変参考になりました。

北海道河東郡士幌町では、町立国保病院応援団について視察を行いました。士幌町には病床数60床の町立国保病院がありますが、利用者が減少傾向にあり、存続が危ぶまれております。

中士幌地区では、町民みんなで利用率の向上を図り、安定した運営につなげることが病院存続のかぎと、平成18年12月22日国保病院中士幌応援団を結成いたしまして、定期的に健康相談、学習会、会員相互の親睦や情報交換などを行っております。

美濃市では、美濃病院は現在、順調な運営を続けておりますが、今後とも安定した運営を維持するには、まず市民が利用しなければならないことから、中士幌地区住民の積極的な取り組みは大変参考になりました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので、御参照いただきたいと思います。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会副委員長 森福子君。

○民生教育常任委員会副委員長（森 福子君） おはようございます。

民生教育常任委員会の行政視察について、太田委員長が病気のため欠席いたしましたので、私からかわって報告させていただきます。

去る10月13日水曜日から10月15日金曜日の3日間、宮城県岩沼市、黒川郡富谷町、亶理郡亶理町を視察いたしました。

宮城県岩沼市では、健幸プロジェクトについて視察を行いました。このプロジェクトは、市長の公約でもある健幸先進都市を目指し、策定されました。岩沼市にずっと住み続けたい生涯現役市民がふえるための動機や機会をつくるため、「しぜん」「からだ」「こころ」「まち」の四つに区分し、さまざまな事業を展開しています。市が独自に「総合指標：健幸指標」を定め、客観的な都市ランキング平均値も踏まえて目標値を設定しています。このプロジェクトを今後も市の政策として推進していくには、市民とともに事業を維持し、発展させることが必要であるとのことでした。

美濃市においても、健康増進や生涯学習に関する施策を進める上で参考になると考えました。

宮城県黒川郡富谷町では、地域と学校をつなぐ取り組みについて視察を行いました。富谷町では、教育満足度日本一のまちづくりを目指し、「学びのまち富谷」をスローガンに学校

教育や生涯学習施設などを積極的に展開しています。平成20年度より、地域と学校のより確かな連携実現のため、学校支援地域本部事業という文部科学省の委託事業として地域と学校をつなぐ取り組みをスタートしました。

富谷町では、学校支援地域本部を学校ではなく公民館に置いていることが特色です。公民館が本部となることで、地域とのネットワークを生かしたさまざまな学校支援が行いやすいことはもちろん、地域住民が公民館で学んだことを子供たちに生かす、生涯学習社会の広がりにつながる効果があらわれています。

美濃市においても、これからの公民館のあり方について参考になると考えました。

宮城県亶理郡亶理町では、郷土資料の保存の推進と読書活動の推進について視察を行いました。郷土資料館では、貴重な文化財を保存するためには、施設、人材、町民の理解・協力が必要であるが、保存するだけではなく、町の歴史や受け継がれてきた人々の暮らしを伝え、よりよい未来をつくるために資料の収集や調査・研究が必要で、その成果をより多くの人に伝えるために展示や教育普及事業が大切であると説明を受けました。企画展や講演会、講座開催時以外は再度来館する者が少ないなど課題はありますが、町民の文化向上に役立てるための重要な施設となっています。

美濃市においても、今後、郷土資料の収集・保管・展示を進めていく上で参考になると考えました。

図書館は、駅に近いという立地に恵まれ、年間約16万5,000人の入館者数があります。読書推進として、お話し会やブックラリーといったさまざまな取り組みがされていますが、中高生の利用状況が非常に少ないことが大きな課題となっています。

美濃市においても、生涯学習の場として読書推進を進める上で参考になると考えました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照願います。

○議長（佐藤好夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 日比野豊君。

○産業建設常任委員会委員長（日比野 豊君） 産業建設常任委員会の行政視察について報告いたします。

去る10月27日水曜日から10月29日金曜日の3日間、北海道石狩市、三笠市、当別町を視察いたしました。

北海道石狩市では、観光振興計画について視察を行いました。石狩市では石狩の宝発掘宣言「石狩の宝を発見して磨き、観光のまちづくりで地域を潤す」を基本理念とし、美しい自然や豊富な食材、地域固有の文化・歴史など市にあるすべてのものを観光資源として活用し、磨き上げることによって、地域が潤うことを目指した観光振興計画を策定いたしました。

石狩鍋復活プロジェクトや厚田公園展望台「恋人の聖地」プロジェクトなどの重点プロジェクトを中心に、市民・事業者・大学等と行政との協働による取り組みについて説明を受けました。

美濃市において、今後観光振興をさらに推進していく上で大変参考になりました。

次に三笠市では、スローライフ関連事業について視察を行いました。消臭効果があるEM活性液を全世帯に配付することにより、生ごみを保管する際の気になるにおいを減らし、ごみの適正な分別及び減量化を推進するクリーンライフ推進事業や、室内を一定の時間消灯し、家庭で省エネや地球温暖化などの環境問題について考え、行動のきっかけとなることを目的として実施した地球温暖化防止対策啓発事業「エコナイト」、協働のまちづくりを推進するために各連合町内会において組織された団体「協働ルーム」を設置し、地域・行政が一体となって花を植えたり、環境美化運動などのまちづくりに取り組む協働のまちづくり推進事業などについて説明を受けました。

美濃市において、自然や文化、伝統など、美濃市の特性を生かし、市民の皆さんが健康で安心・安全に暮らすことができ、また市民と協働しての活力あるまちづくりを進める上で参考になりました。また、特に三笠市においては、本市と同じく全国スローライフサミットでの交流が以前よりあり、市長・議長初め多くの執行部の方々に出席を賜り、大変有意義な視察となりました。

次に当別町では、景観形成の取り組みについて視察を行いました。当別町では平成14年に美しいまち当別をみんなでつくる条例を制定し、積極的に個性豊かで良好な景観づくりを進めており、当別町らしい良好な景観形成を推進するため、景観形成の基本方針、基本施策の展開方向、具体的な制限など、行政、町民の共通の方針として定めることを目的として、平成21年に当別町景観計画を策定しました。

この取り組みとして、美しいまちづくり活動に取り組む町内会や任意団体の活動の活性化を図るための美しいまち推進補助金や美しいまちづくりを積極的に推進するために、各種施策や方策について審議する美しい景観委員会の開催などによって、町民の景観づくりや保全のための意識を高めてきました。こうした町民や事業者と行政との連携による取り組みについて説明を受けてきました。

美濃市において、美濃市らしい美しい景観を守り、景観形成を推進する上で参考になりました。

以上で報告を終わります。なお、視察の資料につきましては、事務局にまとめてありますので御参照願います。以上。

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 平田雄三君、12番 日比野豊君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から12月15日までの20日間といたしたいと思いを。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月15日までの20日間と決定いたしました。

第3 議第55号から第12 議第64号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、議第55号から日程第12、議第64号までの10案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に議第55号、議第64号の2案件について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ9,913万6,000円を追加して、補正後の予算総額を86億4,989万9,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第3条は、地方債の補正で「第3表 地方債補正」によるものでございます。

6ページをお開きください。

債務負担行為の補正につきましては、県議会議員選挙ポスター掲示場設置管理撤去業務委託、学校給食調理等業務委託を追加するもので、その期間及び限度額を定めております。

7ページ、地方債補正につきましては、河川災害復旧事業、松森・上条線道路改良事業を追加するもので、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

次に、補正の内容につきまして、御説明いたしますので9ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第1款 議会費は、138万7,000円を減額して補正後の額を1億2,666万7,000円にするものでございます。これは人件費の減額で、財源は一般財源を減額いたします。

第2款 総務費は、778万4,000円を追加して補正後の額を11億413万7,000円にするものでございます。これは人件費の減額、庁舎施設管理経費、公用車管理経費、国税連携システム関連経費などの増額でございます。財源は国県支出金3万5,000円、自動車損害共済金のその他財源25万円、一般財源749万9,000円をそれぞれ増額いたします。

第3款 民生費は、2,656万9,000円を追加して補正後の額を25億4,956万4,000円にするものでございます。これは福祉医療助成事業、保育所運営費、地域生活支援事業、介護保険特別会計繰出金などの増額でございます。財源は国県支出金2,696万2,000円、一般財源975万8,000円をそれぞれ増額し、負担金のその他財源1,015万1,000円を減額いたします。

第4款 衛生費は、577万8,000円を減額して補正後の額を7億7,765万1,000円にするものでございます。これは人件費の減額で、財源は一般財源を減額いたします。

第6款 農林水産業費は、214万1,000円を追加して補正後の額を3億1,499万7,000円にするものでございます。これは人件費、農道・用水路修繕事業、有害鳥獣奨励事業などの増額でございます。財源は分担金のその他財源11万円、一般財源203万1,000円をそれぞれ増額いたします。

第7款 商工費は、887万3,000円を追加して補正後の額を2億5,969万7,000円にするものでございます。これは人件費、和紙の里会館施設管理経費の増額でございます。財源は、建物損害共済金のその他財源71万1,000円、一般財源816万2,000円をそれぞれ増額いたします。

第8款 土木費は、5,120万8,000円を追加して補正後の額を9億9,751万円にするものでございます。これは人件費の減額、まちづくり交付金事業、松森・上条線舗装改良工事、市道路改良事業及び維持管理経費、住宅改修、修繕事業などの増額でございます。財源は、国県支出金2,034万4,000円、地方債1,930万円、一般財源1,156万4,000円をそれぞれ増額いたします。

第9款 消防費は、248万9,000円を減額して補正後の額を5億2,943万1,000円にするものでございます。これは人件費の減額で、財源は一般財源を減額いたします。

第10款 教育費は、77万6,000円を減額して補正後の額を9億1,736万1,000円にするものでございます。これは人件費の減額、上牧公民館施設管理経費、長瀬生涯学習施設管理経費などの増額でございます。財源は、国県支出金41万円、一般財源36万6,000円をそれぞれ減額いたします。

第11款 災害復旧費は、地方債と一般財源の財源の組み替えをするものでございます。

第12款 公債費は、1,299万1,000円を増額して補正後の額を10億5,125万4,000円にするものでございます。これは市債の繰り上げ償還によるもので、財源は一般財源を増額いたします。

以上、今回の補正総額は9,913万6,000円で、その他財源内訳は、国県支出金4,693万1,000円、地方債2,090万円、一般財源は4,038万5,000円を増額し、その他財源908万円を減額するものでございます。

10ページ以降につきましては、説明を省略させていただきまして、議第55号の説明を終わります。

続きまして議第64号 美濃市第5次総合計画基本構想の策定について、提案の理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ3番をごらんいただきたいと思います。

総合計画基本構想につきましては、地方自治法第2条第4項の規定により、議会の議決を経て定めることになっております。したがって、今回平成23年度を初年度とし、平成32年を目標年次とする美濃市第5次総合計画基本構想につきまして、御審議をお願いするものでございます。

この基本構想は、基本理念、将来都市像、基本目標、施策の大綱、計画の指標、特定課題構想、特定プロジェクトで構成されております。

初めに1ページをごらんください。基本理念は、第4次総合計画の理念を継承しつつ、歴史や文化、自然を大切にしたい独自の高い市民主体の持続可能な地域社会を目指すという考えから「市民が創るキラリと光るオンリーワンのまち」としております。

2ページに移りまして、将来都市像は、第4次総合計画の「住みたいまち、訪れたいまち」を基調に、市民も行政も暮らしやすさを追求し、夢をかなえ、将来を築いていくという考えから「住みたいまち 訪れたいまち 夢かなうまち」としております。

3ページは基本構想体系図でございまして、ただいま申し上げました基本理念、将来都市像の下に三つの基本目標を、そして、この基本目標を達成するために六つの施策の大綱を、さらに市全体で重点的に実施していかなければならない施策を横断的に取り組んでいくため、八つの特定プロジェクトを設置する体系となっております。

また、第4次総合計画で進めてまいりました日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想につきましては、これからの美濃市の20年後、30年後のまちづくりの指針となるもので、今回の第5次総合計画の趣旨の基幹となっているものでございます。こうした観点から、特定課題構想と位置づけまして、総合計画と同様に進めていくものです。

以上が基本構想の体系でございます。

4ページは基本目標で、目標1では「潤いある人・暮らし・地域コミュニティづくり」、基本目標2では「自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくり」、基本目標3では「持続可能な新しい公共による市民主役の市政」の三つを目標として、まちづくりを目指してまいります。

各基本目標には、その目標を達成するためにそれぞれ二つの施策の大綱を設けておりまして、全部で六つの施策の大綱となっております。

大綱の詳細につきましては、5ページから12ページに記載しておりまして、5ページ、施策の大綱(1)の「暮らしの質を高める安全で安心、健康なまち」では、少子化、高齢化、健康など福祉に関する事項と、地域力、市民生活、防災、防犯や地球温暖化防止対策に関する事項を述べております。

7ページ施策の大綱(2)の「市民力が輝く人間力・文化力が豊かなまち」では、主に学校教育、社会教育や伝統文化、生涯学習、スポーツ振興に関する事項となっております。

8ページ大綱(3)の「住みたくなる歴史や文化、自然環境を活かしたまち」では、歴史や文化の活用、景観づくり、自然との共生やサイクルシティ、環境に関する事項を述べております。

9ページ大綱(4)の「より豊かに暮らせる魅力ある強い経済のまち」では、道路、住環境や情報通信などの都市基盤整備、新たな工業団地の開発や商工業、農業の振興、観光交流に関する事項を述べております。

10ページ大綱(5)の「市民一人ひとりの力が活かされる新しい公共と交流によるまち」では、新しい公共、地域づくり、男女共同参画や地域間交流、地域主権改革に関する事項を、12ページ大綱(6)の「市民目線に立った健全な行政運営によるまち」では、行財政運営、もったいない運動に関する事項となっております。

次に13ページには、計画の指標といたしまして、将来人口につきましては平成32年の目標人口を2万1,000人と設定しております。

14ページでは、土地利用につきましては基本的な考えを述べております。

15ページ、16ページには、特定課題構想日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想の目的、目標、取り組みなどにつきまして述べております。

17ページからは、特定プロジェクトでございます。

特定プロジェクトは、市全体において重点的に実施していかなければならないと思われる施策を、行政分野を乗り越えて行政全体が横断的に取り組んでいくために策定するものでございます。個々具体的な事業等は別途専門プロジェクトを立ち上げ、実施してまいります。

初めに「ゆっくり・ゆったり暮らせるプロジェクト」は、主に人口対策についての取り組みを述べております。

19ページ「心豊かに生きる力育成プロジェクト」は、主に教育・文化についての取り組みでありまして、子供たちを心豊かに大きく育てていくために、人間力、文化力の教育を進めるとしております。

20ページ「サイクルシティ構想推進プロジェクト」は、生活の中に自転車を取り入れ、場所のつながり、人のつながりを重視して、ゆったりとした時間の中で地域のすばらしさの再発見や、自由に移動できる生活社会をつくっていかうとするものがございます。

21ページ「歴史的景観活用プロジェクト」は、美濃市の特有の地域財産でありますうだつの上がる町並み、和紙の里や歴史的資源などを活用したまちづくりを進めるものであります。

22ページ「美しい里山・清流の里プロジェクト」は、長良川、板取川に代表される清流と里山、豊かな自然環境への取り組みを、23ページ「にぎわいと強い経済のまちプロジェクト」は、産業振興や観光、交流事業の推進を述べております。

24ページ「次世代への地域づくりプロジェクト」は、市民主役のまちづくりの推進、25ページ「笑顔で暮らせるプロジェクト」は、新しい公共によるまちづくりを述べております。

以上が、基本構想の全体像となります。

この基本構想につきましては、去る11月5日に美濃市総合計画審議会会長から市長に対し、慎重に審議した結果、原案に異議がない旨の答申をいただいております。

なお、審議会及びパブリックコメントでの御意見と、これらに対します市の回答につきましては、すべて市のホームページを通じまして公表いたしております。

以上で議第64号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第56号、議第60号、議第63号の3案件について、民生部長梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、初めに議第56号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集の42ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50万8,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ24億8,532万2,000円とするものでございます。

44ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書、歳出の表により歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費は50万8,000円を減額するもので、職員の異動等に伴う人件費でございまして、財源内訳はその他財源で一般会計繰入金でございまして。

45ページ以降の説明は省略いたしまして、議第56号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第60号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集の68ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,544万8,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ15億7,368万1,000円とするものでございます。

70ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

歳出の1款 総務費の13万1,000円の減額は、職員の異動等による人件費の減額と訪問調査に係る予算科目の組みかえにより減額するもので、財源内訳は一般会計からの繰入金でございまして。

2款 保険給付費の6,557万9,000円の追加は、在宅介護サービス等給付費5,814万3,000円と特定入所者介護サービス等給付費743万6,000円でございます。9月までの実績により追加をお願いするものでございます。

財源内訳は、国県支出金2,557万5,000円、交付金1,967万4,000円、その他財源は一般会計繰入金819万8,000円、介護保険基金繰入金1,213万2,000円でございます。

73ページ以降の説明は省略させていただきます。議第60号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第63号 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例の制定について御説明いたします。

赤スタンプ1番の議案集99ページと赤スタンプ2番の議案説明資料1ページをお開きください。

この条例は、路上での喫煙行為が、受動喫煙や、たばこの火によるやけど、服の焼け焦げ、火災の誘発、吸い殻の不法投棄などを引き起こす危険な行為であるため、路上喫煙の禁止区

域を指定し、路上喫煙による被害を未然に防止し、地域住民等の生活安全を確保するもの
でございます。

第1条は目的を定めており、路上喫煙の禁止等について市、市民等の責務を明らかにする
とともに、禁止する行為その他の必要な事項を定めるものとしております。

第2条は用語の定義を定めており、第3条では路上喫煙禁止区域の指定等について定め、
区域の指定は規則で定める事項を告示することにしております。

第4条は市の責務について定め、第5条では市民等の責務を定め、第6条では路上喫煙及
び吸い殻等のポイ捨ての禁止を定め、あわせて例外規定を設けております。

第7条は規則への委任を定めております。

附則では、条例の施行日を平成23年3月1日と定めております。

なお、路上喫煙禁止区域は、うだつの上がる町並みを中心とした自治会や関係団体の皆さ
んからの御意見を参考に、美濃市美濃町伝統的保存地区内の通称目の字の道路及び道路に隣
接する公共の場所を規則において指定することにしております。

ただし、例外規定により、喫煙場所を2ヵ所程度設けることとしております。

以上で、議第63号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い
いたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第57号、議第58号、議第59号、議第62号の4案件について、
建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） おはようございます。

議第57号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上
げます。

赤スタンプ1番、議案集48ページをお開きください。

今回の補正をお願いいたします主な内容は、簡易水道施設の修繕費と職員給与費等の調整
を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ163万5,000円を減額して、歳入歳出
予算の総額を1億2,718万8,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補
正」のとおりでございます。

それでは、50ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入も
あわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は163万5,000円を減額し、補正後の額を4,982万6,000円とする
ものであり、その内容は、簡易水道施設の修繕費と職員給与費の調整等を行うものでござい
ます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金163万5,000円の減額でございます。

なお、51ページ以降の説明は省略させていただきます。以上で議第57号の説明を終わ
ります。

次に、議第58号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につい

て御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の54ページをお開きください。

今回の補正をお願いします主な内容は、繰り上げ償還に伴う公債償還元金及び利子の額の確定、並びに職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2億2,986万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、56ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第1款 農業集落排水事業費は82万円を増額し、補正後の額を1億695万円とするものであり、その内容は、職員給与費等の調整を行うものでございます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金82万円を増額でございます。

第2款 公債費は36万6,000円を減額し、補正後の額を1億2,291万3,000円とするものであり、その内容は、前年度繰り上げ償還に伴う公債償還元金21万8,000円を増額と公債償還利子58万4,000円の減額を行うものでございます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金36万6,000円の減額でございます。

なお、57ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第58号の説明を終わります。

次に、議第59号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の60ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします主な内容は、前年度事業確定に伴う消費税及び繰り上げ償還に伴う公債元金、利子の額の確定と下水道施設の修繕並びに職員給与費等の調整を行うものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ599万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億8,026万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、62ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて説明申し上げます。

歳出の第1款 総務費は318万9,000円を減額し、補正後の額を5,066万7,000円とするものであり、その内容は、消費税230万7,000円を増額と職員給与費等の調整を行うものでございます。補正額の財源内訳は、一般会計繰入金を549万6,000円減額し、下水道使用料を230万7,000円増額するものでございます。

第2款 下水道事業費は1,242万4,000円を増額し、補正後の額を2億2,251万3,000円とす

るものであり、その内容は、処理場施設及びポンプ場施設修繕料941万4,000円の増額及び管渠施設管理委託料301万円の増額を行うものでございます。補正額の財源内訳は、一般会計からの繰入金1,242万4,000円の増額でございます。

第3款 公債費は324万1,000円を減額し、補正額を6億708万3,000円とするものであり、その内容は、公債償還元金4万5,000円の増額と公債償還利子328万6,000円の減額でございます。補正後の財源内訳は、一般会計繰入金93万4,000円の減額と下水道使用料230万7,000円の減額を行うものでございます。

なお、63ページ以降の説明は省略させていただきます、以上で議第59号の説明を終わります。

次に、議第62号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の88ページをお開きください。

今回の補正をお願いします主な内容は、県道美濃・洞戸線改良工事に伴います配水管布設がえ工事と職員給与費等の調整でございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおりに補正をするものでございます。

支出の第1款 水道事業費用の既決予定額から193万1,000円を減額して、補正後の額を2億6,866万4,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,903万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額451万円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,452万円で補てんするものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおりとするものでございます。

支出の第1款 資本的支出の既決予定額に120万2,000円を増額して、補正後の額を2億3,158万6,000円とするものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の額について、職員給与費の既決予定額から193万1,000円を減額して、補正後の額を2,910万3,000円に改めるものでございます。

90ページ以降の説明は省略させていただきます、議第62号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第61号について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） おはようございます。

それでは、議第61号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の76ページをお願いいたします。

今回補正をお願いいたします主な内容は、病院事業収益において入院収益・外来収益及び他会計補助金の増額、病院事業費用では、給与費の減額と経費については増額をお願いする

ものでございます。

第1条は、総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入の第1款 病院事業収益の既決予定額に2,069万4,000円を追加し、22億7,468万7,000円とするものでございます。

この内容は、第1項 医業収益で、入院、外来の収益状況から入院収益及び外来収益あわせて2,000万円の増額、また第2項 医業外収益では、岐阜県市町村職員共済組合に支払う追加費用の額が確定したことによりまして、補助金69万4,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、支出の第1款 病院事業費用は、既決予定額から588万8,000円を減額し23億2,605万円1,000円とするものでございます。

この内容は、第1項 医業費用のうち、職員の異動等に伴い給与費を1,360万9,000円減額する一方、医療機器の修繕等に不足が生ずることから、経費等で772万1,000円を増額するものでございます。

77ページをごらんください。

第3条は、予算第6条において定めております経費の流用の限度額につきまして、今回の補正に伴い異動が生じますので、職員給与費の既決予定額から1,374万3,000円を減額し、11億3,227万3,000円とするものでございます。

78ページ以降の説明を省略させていただきまして、議第61号の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で10案件の説明は終わりました。

第13 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（佐藤好夫君） 日程第13、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は議長において行いたいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項に規定する広域連合議会議員

に石川道政市長を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました石川市長を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました石川市長が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました石川市長が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により本席から当選を告知いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、市議第4号 美濃市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。

よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

市議第4号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 市議第4号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。市議第4号について、11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君） ただいま上程されました市議第4号 美濃市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明いたします。

地方の行財政を取り巻く環境は、依然厳しい状況が続いている中、本市では、行財政改革の推進が継続して実施されております。市議会におきましても、議会活性化委員会で議会の活性化を進めており、議会改革の観点から美濃市議会議員の定数の改正を行うものでございまして、その内容につきましては、議案集の1ページ並びに美濃市条例の改正の概要をあわせてごらんください。

美濃市議会議員定数条例の第1項中、市議会議員の定数を「15人」と定めておりますものを「13人」に改めるものでございます。

附則では、施行日を平成23年1月1日とし、この日以降初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものでございます。

以上で市議第4号の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時09分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。

よって、ただいま議題の案件については委員会付託を省略することに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

市議第4号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。

よって、市議第4号は原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから11月29日までの3日間、休会いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議はないものと認めます。

よって、議案精読のため、あすから11月29日までの3日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時まで、質疑については11月30日の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

11月30日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。本日

は御苦労さまでございました。

散会 午前11時11分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年11月26日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 平 田 雄 三

署 名 議 員 日 比 野 豊

平成22年11月30日

平成22年第7回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成22年11月30日 (火曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

第 3 議第66号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議第67号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 4 までの各事件

出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
総 務 部 長	平 林 泉 君	民 生 部 長	梅 村 健 君
産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君	建 設 部 長	丸 茂 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君	教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君
総 務 課 長	西 部 真 宏 君	秘 書 課 長	市 原 英 樹 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議会事務局 次 長	井 上 司
議会事務局 記 書	長 屋 充 宏		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議は、当初にお配りしました会期日程表では休会になっておりましたが、会議規則第9条第3項の規定により、ただいまから会議を開くことにいたします。

開議 午前10時00分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番 児山廣茂君、14番 野倉和郎君の両君を指名いたします。

第2 議第65号から第4 議第67号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第65号から日程第4、議第67号までの3案件を一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第65号から議第67号の3案件について、秘書課長 市原英樹君。

○秘書課長（市原英樹君） おはようございます。

それでは、議第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

赤スタンプの4、議案集の1ページをお開きください。また、あわせて赤スタンプ5の議案説明資料の1ページを御参照ください。

今回の改正は、当市は人事院勧告の内容を尊重して給与等関係条例を改正してきており、平成22年8月10日付の人事院勧告に準じて、公務員給与と民間給与との格差是正を行うため、改正するものでございます。

内容といたしましては、期末手当の支給率をマイナス0.2月改定するものでございます。

条文につきましては、第1条は、12月期の期末手当の支給率を改定するもので、現行の「100分の217.5」から「100分の197.5」に改めるものでございます。

第2条は、6月期の支給率を「100分の192.5」から「100分の187.5」に、12月期の支給率を「100分の197.5」から「100分の202.5」に改めるものでございます。

附則では、第1条を平成22年12月1日施行とし、第2条を平成23年4月1日施行とすることを規定しております。

続きまして、議第66号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案集の2ページをお開きください。また、あわせて議案説明資料の3ページを御参照ください。

改正の趣旨及び改正の内容につきましては、議第65号と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、議第67号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案集の3ページをお開きください。また、あわせて議案説明資料の5ページ以降を御参照ください。

今回の改正の目的は、国家公務員の給与及び期末・勤勉手当の引き下げ措置が平成22年12月期の支給時点から実施されることに伴い、一般職の職員の給与に関する法律等が改正されるため、美濃市におきましても同様の措置を講ずる所要の改正をするものでございます。

主な改正内容は、平成22年12月1日基準日とした12月期以降の支給における期末・勤勉手当の支給率の引き下げ、給料月額引き下げに伴う給料表を改定するものでございます。

条文につきましては、第1条関係では、条例第11条第2項で職員に給与が支給される際に給与から控除するものの規定の整理、第17条第2項で期末手当の12月期の支給率をマイナス0.15月とし、一般職は「100分の150」を「100分の135」に、特定管理職員は「100分の130」を「100分の115」に改定、そしてまた議案集の4ページでございますが、第18条第2項第1号で、勤勉手当の12月期の支給率をマイナス0.05月とし、一般職は「100分の70」を「100分の65」に、特定管理職員は「100分の90」を「100分の85」に改定するものでございます。

附則の第9項では、当分の間の減額対象者として医師を除く管理職で55歳を超える職員の同項1号の給料月額、2号の期末手当、3号の勤勉手当について、おのおの100分の1.5を乗じて得た額を減額する旨の規定及び同項4号で退職者についての減額を規定しております。

議案集の6ページの附則第12項は、当分の間100分の1.5減ぜられている間の勤勉手当の上限を規定しております。

議案集の7ページより別表第1の行政職給料表(1)、9ページより別表第2(その2)の医療職給料表(2)、議案集12ページより別表第2(その3)の医療職給料表(3)の改定内容を規定しております。

続きまして、議案集の16ページの第2条関係では、平成23年の4月以降の支給率を改定するもので、条例第17条第2項で、期末手当の支給率を一般職は6月期「100分の125」を「100分の122.5」に、12月期「100分の135」を「100分の137.5」とし、特定管理職員は6月期「100分の105」を「100分の102.5」に、12月期「100分の115」を「100分の117.5」に改定、第18条第2項第1号で、勤勉手当の支給率を一般職は「100分の65」を「100分の67.5」に、特定管理職員は「100分の85」を「100分の87.5」に改定するものでございます。

第3条関係では、給料の切りかえに伴う経過措置を規定するもので、附則第7項で、平成18年から引き続いて現給保障の適用を受けている職員の給料月額にも減額の調整を実施する旨の規定をしております。

議案集の17ページ、附則関係では、施行期日とその他の特例を規定するもので、附則第1項では、この条例は平成22年12月1日から施行することとし、第2条の規定については、平

成23年4月1日から施行する旨の規定をしております。

附則第2項では、給料表の減額対象者に対して、減額調整をこの12月期の期末手当で実施する旨の規定がなされております。

以上で、議第65号及び議第66号並びに議第67号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの議題3案件について、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 皆さん、おはようございます。

日本共産党美濃市議会議員を代表し、議第67号 美濃市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、8月10日付の人事院勧告に基づき、民間の月例給と特別給の状況を反映し、公務員給与と民間給与の格差是正を目的として、平成22年12月に支給する国家公務員の期末・勤勉手当を減額する措置が実施されることに伴い、一般職員の給与に関する法律が改正されることがあり、同様な減額措置を講ずるものとされております。

その内容は、30歳以下と医師を除く給与表の平均0.1%の減額、本年12月期一般職の期末・勤勉手当2.2月を2月へと0.2月減額し、さらに55歳を超える一定の管理職について1.5%減額をするものとなっております。また、23年4月からの一般職の期末・勤勉手当について、6月期は1.9月に、12月期は2.05月とするものであります。これによって、12月期の支給額は一般職の期末・勤勉手当が1人当たり約8万円の減額となり、あわせて行われる

議会の議員報酬と美濃市特別職の期末手当の減らされる総額はおよそ3,000万円となっております。1人当たり8万円手当が少なくなるということは、住宅ローンのボーナス払いを設定している人など、家計の予算設計を大きく狂わせる額であり、総額3,000万円にも及ぶ減給は地域経済への影響も必ず出てくるものと思われまます。

今回の改正の主な理由末尾には、「当市では、従来から人事院勧告の内容を尊重して給与等関係条例を改正してきており、12月期支給の期末・勤勉手当から上記の措置を実施するため改正するものです」とありますが、人事院勧告は、それを金科玉条として守らなければならないものではありません。市町村での引き下げに反対する議会も少なからず出てきていることを見ても明らかであります。

そもそも人事院勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられているにもかかわらず、2002年以降5度目となる引き下げ勧告が、公務員の賃金抑制機能を果たしていることを憂慮するものであります。官民格差是正で公務員給与を引き下げれば、官が下がったからとして、また民間を下げるというデフレスパイラルを加速するものと言えます。公務員制度改革では人事院廃止論も浮上していて、廃止を恐れる余り、政府の言うまま下請け機関となっている人事院に、公平性や道理を求めることもできません。

国税庁の調査では、1998年以降、給与所得者数は横ばいなのに、給与総額は28.6兆円も減り、1人当たりの年収は61万円の減収となっております。他方、大企業の内部留保は244兆円にも膨れ上がり、使い道に困っていると言われます。近年の消費不況は、派遣労働を製造業にまで拡大し、給与の支払いを内部留保に置きかえた大企業本位の政治に最大の原因があるのであり、ここにメスを入れず、民間企業に倣って賃金の引き下げを進めることは大間違いであります。

適正人員を合い言葉に職員削減を進めてきていますが、これに追い打ちをかけるような賃金削減ではなく、地域モデルとなる職員給与水準を守り、市民サービスの質の向上を図る人材の確保のためにも職員の生活を守らなければならないと思うのであります。

以上の理由から、平成22年12月に支給する市職員の期末手当及び勤勉手当を引き下げる条例改正に反対するものであります。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に、議第65号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第65号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第66号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第66号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第67号について原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第67号は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから12月6日までの6日間、休会いたしたいと思えます。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから12月6日までの6日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月7日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午前10時19分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年11月30日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 児 山 廣 茂

署 名 議 員 野 倉 和 郎

平成22年12月7日

平成22年第7回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成22年12月 7 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 議第56号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議第57号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 5 議第58号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議第59号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議第60号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議第61号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議第62号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第10 議第63号 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例について
- 第11 議第64号 美濃市第 5 次総合計画基本構想の策定について
- 第12 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第12までの各事件

(追加日程)

議第68号 美濃市教育委員会委員の任命について

出席議員 (1 5 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
総 務 部 長	平 林 泉 君	民 生 部 長	梅 村 健 君
産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君	建 設 部 長	丸 茂 勝 君

会計管理者兼 会計課長	瀬 瀬 恒 雄 君	教育次長兼 教育総務課長	藤 田 裕 明 君
総務課長	西 部 真 宏 君	総合政策課長	太 田 己代治 君
健康福祉課長	佐 藤 祥 一 君	産業課長	猿 渡 政 明 君
土木課長	丸 茂 賢 治 君	上下水道課長	西 村 勝 彦 君
秘書課長	市 原 英 樹 君	教育委員会 人づくり文化課長	篠 田 克 志 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	平 野 廣 夫	議会事務局長 議次	井 上 司
議会事務局 書記	長 屋 充 宏		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、15番 塚田歳春君、1番 並信行君の両君を指名いたします。

第2 議第55号から第11 議第64号までと第12 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第55号から日程第11、議第64号までの10案件を一括して
議題といたします。

日程第12、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、私は一般質問3点を質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

最初に、文化財を通して郷土愛の育成をどう推進するのかについて、お尋ねをいたします。

21世紀を迎えた現代社会は、価値観の多様化やグローバル化、高度情報化、少子・高齢化などの進展により大きな変革期を迎えており、先行き不透明な時代と言われております。人々は、単なる物質的な豊かさだけでなく、精神的なゆとりや豊かさを求めて、文化に対する関心を寄せております。

文化財は、それが置かれた環境の中で、人々の営為とかかわりながら、伝統的な意義や価値を形成してきたという側面があり、また歴史や風土のもとで相互に有意義につながっているという面もあります。文化財を社会全体で継承していくためには、そのような側面を重視し、人々に地域の歴史や文化を伝えるものとして、魅力的な形でわかりやすくその価値を伝えていくことが必要であります。

また、最近では過疎化や少子化などにより、文化財を守ることで伝えられてきた伝統的な「知」や「技」が失われつつあります。関連性のある文化財を一体としてとらえ、魅力や価値をわかりやすく示すことにより、地域の歴史や文化を語る重要な資産として総合的に保存・活用をし、そして文化財への理解を深め、世代間交流や次世代育成など推進していく必要があるかと存じます。そうしたことにより、文化財への理解と愛着を深めるとともに、地域や郷土への愛着をもたらし、ひいては地域の活性化やまちづくりに発展する取り組みを盛んにするものと思います。

第5次総合計画の中の基本項目に、自然・文化と共生した元気で魅力あるまちづくりが盛り込まれておりますが、美濃市には、長い歴史と固有の風土に培われてきた豊かな文化資源が多くあります。それらを活用し、郷土理解・郷土愛をはぐくむとともに、市民一人ひとりが人間力を高め、豊かな社会生活を送れることを願うものであります。

うだつの上がる町並み、美濃和紙、ひんこ祭り、美濃祭り等は、国内のみならず海外へとPRされてきました。しかし、まだまだ埋もれている多くの貴重な文化財があります。そうした地域の文化財の見直しや掘り起こしにより、市民の理解と地域や郷土への愛着を深め、郷土愛をはぐくみ、我が郷土に誇りと自信を持つことが必要かと思えます。特に、未来を担う子供たちには、十分な理解と歴史的・文化的環境を整え、はぐくみ、継承していくことが重要かと思えますが、現在の取り組み状況と今後について、教育次長にお尋ねをいたします。

次に2点目、廃校の活用についてでございますが、2010年9月の文部科学省の調査結果によりますと、2009年度に全国の公立学校526校が廃校になったと発表されております。平成4年度からの累計では、5,796校にも上るとのことです。

学校は住民とともに歴史を刻み、生きてきた場所であり、廃校は地域にとって身を切る思いでの苦渋の選択でありました。廃校を自分たちのまちの財産として大事にし、もともと学校施設の役割であった地域のシンボルとしての価値を残してほしいという願いもあり、有意義な活用が望まれています。廃校が子供たちのいなくなった結果の寂しい施設ではなく、それを契機に地域の人々の間で新たな活動の場として生まれ変わる施設でありたいものと願うものでございます。

さて、当市におきましては、体育館やグラウンドの利活用はなされているようでございますが、校舎とプールをどうするのか、このまま寂れていくのを見守っていくしかないのでしょうか。

地域では、シニアクラブや有志でその廃校舎の周辺の掃除や草引きをしながら、「もったいないなあ」「何とか活用の場はないのか」と心配をしながら、活気ある有効な活用を願っておりますが、例えばの話ですが、中央公民館が狭く、十分な活用ができていないようにも聞きますが、社会福祉協議会事務所の移転、あるいは教育委員会の移転等を廃校の中でも最も新しい施設でもあります立花学習センターに考えられないか。

また、洲原地区には、高齢者向けの施設等が全くありませんが、高齢者福祉的なものの施設は考えられないものか等、思うところがございますが、現在の活用状況と今後について、選定基準には難しい課題があるのか等について、教育次長にお尋ねをいたします。

次に3点目、住宅用火災警報器の設置状況について、お尋ねをいたします。

平成16年6月に、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部改正する法律が公布され、消防法の一部が改正されました。

これまで、大きな火災などが起きるたびに消防法は改正され、強化されてきました。日本において、戦後最大の44名という犠牲者を出した2001年新宿雑居ビル火災は、防水設備の不備、避難経路の未確保など、防災に対する意識低下が世間を驚かせました。この火災以降、

店舗がある雑居ビルに対する消防法が改正され、火災警報器の設置、維持、点検の義務が大幅に強化されました。その効果は絶大で、その後のビル火災には犠牲者が減少し、一役買うことになりました。

しかし、それに反比例して住宅火災は年々増加し、それに比例してまた犠牲者の数も増加の一途をたどってしまいました。今後、住宅火災の増加を未然に防ぎ、犠牲者を減らすことを最大の目的として火災警報器等の防災機器を設置、管理、維持しなければならないということが消防法により定められ、義務化されることになりました。また、同時に火災警報器の設置基準・管理基準なども定められました。また、同時に火災警報器の設置場所と機器の種類、補助金制度はあるのか、悪質な訪問販売などによる被害はないのかについて、総務部長にお尋ねをいたします。

以上3点質問させていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） おはようございます。

それでは、市原議員の1点目の一般質問、文化財を通して郷土愛の育成をどう推進するのかについてお答えをいたします。

美濃市には、うだつの上がる町並みを初め、有形・無形を含め135の文化財がありますが、ほかにも古来より伝わる習慣や、郷土の自然・歴史・文化も数多く残されております。こういったことを学ぶことは、郷土を愛し、はぐくみ、伝承するという意味からも、心豊かに現代社会を過ごす上で貴重な条件ととらえております。そのため、学校では、従来から各学校独自の特色ある教育事業により、地域特有の産業や地域に古くから伝承されているにわかや美濃和紙、ひんこ祭りなどを学び、子供たちがふるさとに愛着を持ち、これを後世に承継し、かつ地域の顔となるよう、また、将来ふるさとを誇りに思えるようなふるさと教育に取り組んでおります。

また、現在、歴史まちづくり事業の基本となる歴史的風致維持向上計画を文化庁や国土交通省の指導を受けながら策定をしております。この事業は、文化財の掘り起こしや、歴史・伝統産業や文化などを市の重要な資産とするとともに、これを修復・保存するだけでなく、その周辺をこの伝統文化や文化財にふさわしい風致地区として環境整備を行うもので、各地域の特色ある歴史や文化遺産、現在は行われていない祭事や伝統行事、また現在ではつくらなくなった食べ物等を調査をしております。それらを総合的に把握した上で、文化財本体はもちろんのこと、それにふさわしい環境を整備するとともに、由来等を記載した看板や案内看板の設置などについても整備し、市民の皆様はもちろん、観光客にも十分楽しみ、学習していただけるよう、この事業の中で検討していく考えでおります。さらには、市民の皆様への生涯学習活動を推進する中で、学習や伝承により市民意識を高めるとともに、既に地域の歴史や文化を生かした取り組みをしている地域づくり支援事業の充実・強化を図り、新しい公共の推進に努めていきたいと考えております。

また、第5次総合計画の中で、市民の皆様が地域に誇りや愛着が持てるように、美濃の自然・文化・歴史等を学ぶ美濃学を取り入れ、美濃市民としての市民力の向上を目指し、文化力のすぐれたまちづくりを行っていきたくと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

続いて、2点目の一般質問、廃校の活用についてお答えします。

小学校の再編成により、廃校となった施設は6施設あり、生涯学習センターとして地域の皆様に御利用いただいております。利用につきましては、子ども創造館事業や、わくわくチャレンジ事業などでの利用を初め、21年度には6施設で利用が284日3,665人、体育館の利用が1万4,970人でした。プールにつきましては、維持管理の点から利用ができない状況となっておりますが、グラウンドについては、高齢者のグラウンドゴルフや軽スポーツの普及により、利用される方も多くなってまいりました。また、現在利用している生涯学習センターのほかへの目的外使用につきましては、国の補助金の返還義務の基準も随分と緩和されてまいりました。

議員御指摘の社会福祉協議会や、教育委員会の移転につきましては、市民の皆様の声も十分反映することも必要ととらえ、一つの案として将来の参考にさせていただきたいと考えております。

いずれにしても、生涯学習センターの利用につきましては、地区の方に管理をお願いし、できる限り地区の方が利用しやすいように配慮をしておりますが、十分な利用があるとは考えておりません。

今後は、地元自治会長さんや公民館長さん、地域ふれあいセンター所長さんなどと公民館活動を初め、地域での福祉・教育・子育て支援活動での利用の拡大を模索し、地域の皆様の施設として御利用いただけるようにしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、市原議員の一般質問の3点目、住宅用火災警報器の設置状況についてお答えをいたします。

住宅用火災警報器の設置につきましては、消防法の改正により、新築住宅につきましては平成18年6月1日から、既存の住宅につきましては市町村条例で実施時期等を定めることとされ、美濃市につきましては、中濃消防組合火災予防条例によりまして、平成23年5月31日までに設置が義務化されているところでございます。

設置状況につきましては、明確な数値は把握しておりませんが、本年6月時点での消防庁による普及率の調査では、中濃消防管内が44.4%、岐阜県全体では43.5%となっております。これは、各種イベント会場や講習会、消防訓練等において実施のアンケート調査などにより得られたデータをもとに算出されたもので、あくまでも推計による数値となっております。先月開催の市産業祭におきましても、美濃消防署とともに、警報器の普及啓蒙にあわせアン

ケート調査を実施してきました。その結果では、管内での設置率は45.6%でございました。

次に、設置場所等の設置基準でございますけれども、寝室や子供部屋など、ふだん就寝に使われているすべての部屋のほか、2階建て以上の住宅の場合、寝室のある階の最上部等に煙式の住宅用火災警報器を設置することが義務づけられております。寝室以外の居住や台所等は、設置に伴う法的な義務はありませんが、設置に努めることになっており、台所の警報器は熱感知式が望ましいとされておるところでございます。

設置位置につきましては、天井の場合、エアコンなどの吹き出し口付近は避け、火災警報器の中心の壁から60センチ以上離すこと。壁の場合は、天井から15センチから50センチ以内に火災警報器の中心が来るよう設置基準が定められておまして、機器には電池式のものから電気式、バッテリー方式のものなど、さまざまなタイプがありまして、また単体のもの以外に複数の機器が連動して作動するシステムタイプのものもございまして、メーカーにより価格もまちまちでございますが、日本消防検定協会鑑定合格品であるNSマークの表示のあるものが推奨されております。

住宅用火災警報器設置に対する市の助成制度につきましては、65歳以上のひとり暮らしや75歳以上の高齢者のみの世帯で、市民税非課税世帯につきましては、8,000円を限度に助成しております。これまでにこの制度を活用して260世帯が設置されております。対象となる世帯は、約400世帯ほどと見込んでおりますので、残りの世帯につきましても、引き続き民生委員の協力を得ながら普及促進に努めてまいります。障がい者世帯につきましては一定の基準はございますが、地域生活支援事業の中で対応できるようにしております。

また、悪質な訪問販売などによる被害の状況につきましては、当初はそうした被害が発生し、同報無線等により注意喚起をする広報を行ったこともございましたが、近年ではそういった事例は聞いておりません。今後におきましても、引き続き関係機関と連携を図りながら注意喚起に努めてまいります。

警報器の設置義務化までの猶予期間も、残すところ半年を切りました。市では、広報やチラシの配布などを通じまして市民の皆さんへの周知に努めているところでございますが、中濃消防組合におきましても、消防訓練などさまざまな機会をとらえまして設置指導を進めているほか、自治会単位での説明会もこれまで55の自治会で実施されております。しかしながら、普及率はまだまだ低い現状でございますので、まずは消防団や自治会の皆さん方に御協力をお願いいたしまして、実態調査を行ってまいりたいと考えておりますし、そのほかに器具の取り付け方法等の指導につきましても、消防署や消防団、取扱業者などの皆さんに御協力をお願いするなど、今後さまざまな手段を駆使して、期限までに設置いただけるよう普及促進に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） 詳細にわたる御答弁をいただきまして、まことにありがとうございます。

す。おおむね了解はいたしました。特に廃校の再利用につきましては、何とかよい利用方法は無いものかと気にかかるところでございます。

全国的に見ましても、現在の利活用状況は、一般的な活用はごくごくまれな一部でありまして、社会教育、あるいは体育施設、児童・老人福祉施設、公害防止や防災施設、あるいは研究・研修施設、庁舎など公共用・公用施設等が利活用されているものの大半のようでございます。

当初は再利用のための厳しい制約等もあったようでございますが、徐々に緩和もされているとのことでございますし、改めて再検討のほどをお願い申し上げ、要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は2点にわたって市長に質問したいと思います。

まず1点目、ことしの9月から11月にかけて、共同通信社が加盟新聞社と協力して実施した、全国の知事や市区町村長1,797人に対してアンケート調査が行われました。その中で、消費税値上げ問題と美濃市の財政状況について市長はどのように答えられたのか、お聞きをしたいと思います。美濃市民の多くは、給与や賞与が切り下げられたり、仕事が減ったりし、生活が苦しい中でこれ以上の公共料金の値上げや税金の値上げは困ると思っていらっしゃる。そして、美濃市の財政状況を特に心配していらっしゃいます。そんな中で、美濃市長はアンケート調査で消費税の値上げに賛成としたのか、それとも反対としたのか。また、値上げに賛成としたのなら何%がよいと答えられたのか。また、自治体の財政状況については、厳しい状況であり、今後も心配と答えられたのか、健全財政を維持してきたが、今後が不安と答えられたのか、あるいは心配していないと答えられたのか、お答えを聞かせていただきたいと思います。

2点目には、美濃市の第5次総合計画について、幾つかお聞きをしたいと思います。

第4次総合計画では、ほとんどの計画は達成できたが、人口だけは2万7,500人にする計画であったが、大幅に減らしてしまったと市長は言われますが、富加美濃線、岐阜美濃線沿いの新市街地形成も、吉川町、上生櫛の区画整理事業も、工業団地も半道トンネルも、なかなかできないのでは人口増は無理で、結婚できない若者や子供をたくさん産める環境がなかったら人口増は無理なので、そういう方向に力を入れた政策、予算配分をするべきであるのに、観光、観光と言って、交流人口をふやす方ばかりに力が入り、予算が配分されてしまう。これでは人口も若者もふえない。ますます減って、美濃市の財政は毎年毎年ピンチで、合理化、縮小、公共料金値上げと税金の値上げを繰り返すことになる。これではいけないので、きょうは時間の制限がありますので、5点に絞ってお聞きをしたいと思います。

第5次総合計画の基本構想は、今後、議会の承認を得て細かく計画を立てられることはよく承知しておりますが、より具体的に美濃市にとって最も重要な今後10年間の第5次総合計画をつくる必要があると思いますので、市民の切実な要望をできるだけ細かく具体的に市民

によくわかるよう、また市民が希望を持てるような明るい計画になるよう、市民の要求に沿った質問をしたいと思います。

まず1点目、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想では具体的に何をされるのか、市民にはよくわからない。予算の少ない中で漠然とした構想ではなくて、まずはこの5次総の中で、旧美濃橋の補強・塗装を寄附金を募ってでも早急に行うという計画は立てられないのか、とてもお金がないから5次総ではできないと言われるのか、お答えをいただきたいと思います。

2点目、自転車のまちサイクルシティ構想も大変結構な構想に見えますが、坂道の多い美濃市ですし、またお年寄りが自転車に乗るということには少々無理があるのではないかと。いきなり20台もの電動機つき自転車を買ったりリースしたりしてレンタルするというのも、財政が豊かな市ならまだしも、考え物だと思います。そういうことは民間でやってもらえばよいことであって、美濃市にはもっと優先順位が上の事業がたくさんあると思います。今後も自転車道路をつくりながら、自転車のまちを標榜されていくのか、お答えをいただきたいと思います。

3点目に、アーティスト・イン・レジデンスは、美濃市では比較的長く続いているが、成果が出ていないと新聞にも書かれていました。よいことではありますが、財政難で市の職員を減らしたり、給与や賞与を引き下げたり、市議会議員の定数を選挙のたびに減らしたりしている中では、思い切って取りやめるという選択肢も考えなくてはならないのではないのか、お答えをいただきたいと思います。

4点目は、農産物の自給率を高めるために、猿やイノシシの駆除がどうしても必要です。猟友会の人たちをお願いするばかりではなしに、市にイノシシ・猿課をつくっていただいて一年じゅうけもの対策をしてもらわないと、田畑に何もつくれなくなって、荒れた田畑と洪水に見舞われる寂れた市になってしまいます。最近では、松森にも30匹ぐらいの猿の集団が出没し、農産物を食い荒らし、いよいよ国道156号線にまでもあらわれるようになりました。答弁をお願いいたします。

5点目に、人口増対策について質問をしたいと思います。

まず、美濃市が発展していくためには、美濃市の人口がふえるような政策を立案する必要があるのではないかと。少子・高齢化で人口はふえませんが、それを言っておらずに、積極的に取り組むべきだと思います。

第4次総合計画では、美濃市の人口を2万7,500人にするという計画であった。それが、人口増対策にあまり力を入れなかったために、平成22年には人口が2万2,900人になってしまった。人口が減ると税収が減り、地方交付金が減り、消費が減るから、市の財政は苦しくなるし、美濃市で商売を営んでおられる人たちも売り上げが減り、収入が減り、廃業も考えなくてはならなくなる。まちの火が消えていき、若者は「おらあ、こんなまち嫌だ」と言って他の市へ移り住んでしまう。何とかしなければならぬ。具体的な計画を立てて新市街地を形成し、住宅地や商業地、工場やアパートなどがもっともっとできるようにしなければならぬ。

らない。それと、若者が結婚して、子供をたくさん産めるような環境をつくらなければならない。そのために市に婚活課をつくる必要がある。ことしの6月議会でも質問し、提案をしたが、質問の事前通告がなかったとってお答えにならなかったが、そんなことを言っている場合ではない。

第5次総合計画では、10年後に美濃市の人口は2万1,000人が目標だそうです。県議員も美濃市単独では出せなくなるし、そんな夢のない計画では若者は住まないし、観光、観光と市長は言っておられますが、他市から来られる観光客は「よい町並みやなあ」と言って満足して帰られるかもしれないが、美濃市に住む大半の市民が寂しく暮らさなければならないような市政は、市民に優しい市政だとは思えません。美濃市の人口を昔のように3万人ぐらいにして、夢と希望が持てるような計画は立てられないのか。少子・高齢化の時代だから無理だと言わずに、都会へ都会へと出て行った人たちを今度は美濃市へUターンさせるような第5次総合計画にするべきだと思いますが、いかがですか。答弁を求めて質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

古田議員の一般質問の1点目、共同通信社が実施したアンケートで、市長は消費税の値上げについて賛成したのか反対したのかについて、お答えをいたします。

このアンケートは、平成22年9月27日付で、一般社団法人共同通信社から全国の都道府県、市町村、東京23区の首長1,797人全員を対象に全国自治体トップアンケートとして依頼があったもので、全体で32の調査項目となっております。このうち議員の御質問について、アンケートにどのように回答したのかについてお答えをいたします。

まず1点目、「現在の貴自治体の財政状況をどう認識されているか」の問いにつきましては、設問1番「厳しい状況であり、今後も心配だ」、設問2番「厳しい状況だが、数年を乗り切れば回復できそう」、設問3番「健全財政を維持してきたが、今後が不安だ」、設問4番「健全に財政を運営してきており、今後も維持できそう」の回答区分の中で、私は設問の1番の「厳しい状況であり、今後も心配だ」を回答しております。

次に、「消費税率の引き上げについてはどう思いますか」の問いにつきましては、設問1番「早期に引き上げが必要だ」、設問2番「将来的には引き上げが必要だ」、設問3番「引き上げるかどうかは判断できない」、設問4番「引き上げる必要はない」、設問5番「むしろ引き下げるべきだ」の回答区分の中で、私は設問1番「早期に引き上げが必要だ」を回答しております。

消費税率を引き上げる場合、望ましい税率の問いについては、私は「消費税率10%程度で、うち地方消費税率5%程度」と回答しております。

アンケート結果につきましては、11月21日に全国の新聞社で掲載されておまして、回答率は99.8%で、御質問の「現在の貴自治体の財政状況をどう認識されているか」につきましては、78%の首長が財政状況に不安を抱いていると回答しております。消費税率の引き上げにつきましては、引き上げの回答が87%だったのに対し、「必要ない」は3%の回答となっ

ております。また、消費税を引き上げる際の望ましい税率につきましては、「10%程度」が65%を占め、地方消費税については、「10%のうち5%」などと首長の3分の2が上乗せを求めています。

なお、県内では知事と42市町村の全43人が回答いたしまして、消費税率の引き上げは36人、84%が必要と答え、望ましい税率は10%が最多となっております。

次に御質問の2点目、第5次総合計画の一つ目、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想では、具体的には何をなされるのかについてお答えをいたします。

第4次総合計画で進めてまいりました日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想につきましては、これからの美濃市の20年後、30年後のまちづくりの指針となるもので、今回の第5次総合計画の趣旨の根幹となっているものでございます。こうした観点から、特定課題構想と位置づけまして、総合計画と同様に進めてまいりたいと考えています。

御質問にございます旧美濃橋の補強・塗装を寄附金を募っても早急に行う計画は立てられないかにつきましては、美濃橋は日本に残る最古の近代つり橋で、平成15年には国指定文化財の指定を受けております。大変厳しい財政状況の中、これまでに基本構造調査や舗板の取りかえ工事を、今年度では国の交付金を受けまして、けたの一部取りかえ工事を計画しておりまして、順次保存修理を進めているところでございます。

名川長良川と小倉山、川湊灯台、美濃橋の原風景は、市ならではの地域資源でございます。現在作業を進めています第5次総合計画の基本計画の中でしっかりと位置づけをしまして、責任を持って将来世代へ継承してまいりたいと考えます。

また、御提案の寄附金を募る方法につきましては、ふるさと納税制度も含めて、今後の事業実施時におきまして参考にしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に二つ目、サイクルシティ構想を推進する上で、美濃市は山間部が多い中、起伏が激しいとか自転車専用道路の確保が難しいと思われるなど、こうした問題をどうクリアするのかについてお答えをいたします。

日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想を進める中で、魅力ある交通拠点を結ぶ手段としてポスト自動車と位置づけ、自転車の利用促進を図る上で、サイクルシティ構想を推進しているところであります。美濃市のサイクルシティ構想は、自然環境への配慮、健康増進などを目的とした自転車利用を促進するまちづくりの構想であり、低炭素社会の実現に向けて、観光はもちろん、地域交流や高齢者の生活の足を確保するための手段として、自転車を活用した地域づくりを進めていくことは大変大事だと考えているところであります。

議員御指摘のように、美濃市の地形は起伏のある地形となっております。そのため、こうした地形でも非常に便利な電動アシスト自転車を広く市民に知っていただくよう、試乗モニターをとし4月から実施しています。市役所、各地区のふれあいセンターなどを貸し出し拠点に、幅広い年齢の方々に試乗をしていただいています。また、12月1日から3人乗りの電動アシスト自転車を子育て世代の方々に貸し出し、乗り心地やアシストの力を体感していた

だくことで、サイクルシティ構想の実現に向け取り組んでいるところでございます。利用された方から多くの御意見、御感想をいただき、「初めて乗りましたが、とても快適に走れた」「通勤に各務原まで利用してみたが、平均速度20キロメートル以上であり、通勤にも十分利用できる」「坂道も苦に感じなかった」など、電動アシスト自転車への関心が高まる結果となりました。ゆっくり、ゆったりと自転車で移動することで、自動車では気づかない出会いや発見、四季の移り変わりを肌で感じることができる、そんな豊かさや楽しさも感じられるのではないかと思います。わくわくチャレンジなどのイベントが開催され、サイクリングの楽しさと自分たちの住んでいるまちのすばらしさを体感してもらっているところであります。しかし、自転車道路については、美濃1号線（道の駅から番屋）、和紙の里周辺と長良川左岸流域での長良川清流自転車道の整備を進めていますが、他地域での整備も進めなければならないと考えています。安全性の確保の面からも重要な課題であると思っています。

そして、サイクルシティ構想を進める上で大切になるのが、交通に対する意識改革です。市では新しい言葉として「コ・モビリティ」の実現を第5次総合計画の中で取り上げております。市民が我が家から目的地まで自由に移動できる手段と、人との触れ合いを最も大切な今後の地域協働社会の移動の手段、あるいは地域社会構成として、コ・モビリティの要件とするからであります。子供から障がい者や高齢者が買い物や生涯学習等に出かけるには、徒歩、自転車、車いす、さらには電動アシスト自転車などを利用してふれあいセンターまで出られれば、コミュニティバスを乗り継ぎ、公共交通機関により目的地に着けるというものであります。国道、県道など幹線道路はスピードも必要で、自動車が優先となりますが、観光拠点や地域交流の拠点、あるいは日常的な買い物などで利用する生活道路では、コンパクトで環境に優しい自転車を移動手段として優先的に利用することは、21世紀の課題である低炭素社会の実現というニーズにも適していると言えます。そして、ほんの近くでも軽トラックを使って出かけるのではなく、環境や健康も考えて、自動車優先から歩行者・自転車優先への意識を変えることが必要と考えています。

道路や交差点では、安全性を考えているヨーロッパでは、人や自転車を見かけたら自動車が率先してとまり、道を譲るという、そんな人に優しいまちになったらすばらしいのではないのでしょうか。特に自転車を活用するためには、美濃市のような起伏のある地形で有効な電動アシスト自転車や、実験中の1人乗りEV（超小型電気自動車）などを身近に活用していただきたいと考えておりますので、電動アシスト自転車の購入に対して市からの助成も検討したいと考えており、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に三つ目、アーティスト・イン・レジデンス事業ではどんな成果があり、どう評価しているのか。今後も継続するののかについてお答えをいたします。

アーティスト・イン・レジデンス事業は、国内外の芸術家が市内に一定期間滞在し、創作活動を通じまして、芸術家相互及び地域との交流を深め、高度で独自性にあふれた芸術文化の創造を図るもので、紙芸術・紙文化の発信と、国際交流の推進からも重要な事業と考えて

おります。今年度で14年目となり、これまでに世界28カ国75人のアーティストを招聘しております。平成15年度には、国の国際協力基金から国際的文化交流の功績が認められ、国際交流基金地域交流振興賞を受賞しております。また、28カ国75人のアーティストが各国で展覧を開いたり、日本の文化、美濃市の紹介をしてくれており、その成果は金額でははかれない効果だと思っております。

この事業は、ボランティアでのホストファミリーや、60人を超える実務委員により支えられてきた事業でございまして、招聘したアーティストと幼児や児童・生徒による交流活動、市民との交流などを通じまして、文化力を高め、国際感覚にすぐれた人・まちを創造することが期待できます。招聘アーティストたちからも高い評価を得ているところでありまして、これこそオンリーワンのまちづくりにふさわしい事業ととらえております。今後も、今までに蓄積した経験をもとにさらに創意工夫し、充実した内容となるよう検討を重ね、継続してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思っております。

次に四つ目、農産物の自給率を高めるために、猿やイノシシの駆除対策をどう考えているのかについてお答えいたします。

里山にイノシシやニホンザルが出没して、農産物の被害額は全国的にも大きな問題になっており、美濃市においてもイノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、カラスなどの鳥獣により、農家の方々が丹精込めて耕作された果樹や野菜などの農作物が収穫直前に一夜にして壊滅的な被害を受けるなど、農業に多大な被害が発生しています。

今年10月1日付で美濃市鳥獣被害防止計画を策定して、農林業を振興し、農業生産物の自給率を上げる必要があるため、より美濃市の実情に即した現実的かつ効果的な対策を図る上での対応を進めているところでございます。有害鳥獣の捕獲は、迅速な許可事務を行っており、捕獲駆除と防止対策にかかわる補助を行い、有害鳥獣対策を行っているところであります。市内で鳥獣被害が発生し、市民から自治会を通じて市へ有害鳥獣捕獲依頼があったときには、美濃市猟友会の中の有害鳥獣捕獲隊員に銃器やわなによる駆除を市から依頼して行っております。また、小動物、特に鳥獣保護法の適用除外になっておりますアライグマ、ヌートリアなどの外来生物については、職員3名に捕獲わなによる狩猟免許を取得させて、有害鳥獣捕獲隊員に指導いただき捕獲を実施しています。

今年度11月30日現在の有害鳥獣の捕獲実績は、イノシシ102頭、ニホンザル18頭、アライグマ15頭、ヌートリア7頭、ハクビシン2頭、獣類計144頭、カラス22羽となっております。有害鳥獣捕獲隊での捕獲は、主にイノシシ用のおり11基と、猟銃による捕獲を状況に応じて対応していただいておりますが、ニホンザルについては猟銃による捕獲のみであります。また、職員で対応している小動物の捕獲は、小動物用のおり7基を依頼のあった地区に設置して実施しております。

一方、野生生物が里においてこないようにすることも一つの対策と言えます。豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる自然共生社会づくりを進めることは重要であり、人間だけが優先するのではなく、多様な生物が共存できること

がこれからの地球環境には必要であります。有害鳥獣といえども、適切な頭数を駆除し、かつ保護する必要があります。したがって、総合的に美濃市の豊かな自然環境の保全とともに、鳥獣の生息実態を踏まえた対応をしていかなければならないと考えています。

このような取り組みを行っている中で、鳥獣被害防止への取り組みを充実させる必要は痛感していますが、議員提案のイノシシ・猿課の設置は考えておりません。電気さくはもちろんですが、里山や耕作放棄地、山林等に有害鳥獣が生活できるような植生や分布帯、あるいは家畜の放牧などにも取り組んでいかなければと考えています。よって、総合的な対策を図ってまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に五つ目、人口を今よりふやす対策と、若者が結婚をしやすくする対策について、婚活課をつくることはできないかについてお答えをいたします。

市政を担当する者にとりまして、人口が年々増加する施策を立てることは当然の責務であります。人口増を図るためには、住むためのあらゆる条件を整えることが必要であります。

第4次総合計画の「住みたいまち、訪れたいまち」の主眼は、人口増加を図る施策として、都市基盤の整備、産業の振興、福祉・教育の充実、安全・安心や市民参加、住む人、訪れる人の魅力をアップする自然や伝統文化に磨きをかける事業を進めてまいりました。第5次基本計画基本構想の将来の人口の推計につきましては、これまでの国勢調査の結果、年度別住民基本台帳人口や、各課が策定しております各計画書など関連資料をもとに、コーホート要因法によりまして算出しております。資料の分析の中で、人口の減少につきましては、社会的要因による転出の大きな要因として、大学への進学、雇用先の不足による社会減、アパートや市外での住宅新築等による社会減、さらには若者の結婚や出生数の減少による自然減が主な要因と考えられております。

こうした点を特に踏まえて、基本構想の施策の大綱では、楽しく子供を産み育てることができる環境を築く、新たな工業団地の開発と企業誘致による雇用の場の確保、観光交流の創出、安全・安心で快適な居住環境の整備を計画しております。また、特定プロジェクトでは、ゆっくり・ゆったり暮らせるプロジェクトの中で、人口増加対策としまして、土地区画整理事業などによる住宅地の供給、企業誘致による雇用の場の確保、子供を産みやすい環境づくりと負担の軽減、公共交通機関の充実による移動手段の確保、U・J・Iターン事業を進めるために、空き家の紹介や地域の受け入れ体制などのシステムづくり、結婚や出産、子育てを歓迎・応援し、家庭や子育てに夢と希望を持つことができる地域づくりを推進することとしております。また、楽しく買い物をしたり、遊べるアミューズメント機能の強化も必要であると考えております。事業内容につきましては、現在作業を進めております第5次総合計画の基本計画に位置づけしまして、積極的に取り組むことで、全国的な人口減少の中、市の人口減少の抑制を図るとともに、若者を中心とした人口増加に努めてまいりたいと考えております。

御質問の婚活課の設置につきましては、健康福祉課を中心に人口増加対策に関する全庁的なプロジェクトチームの設置を考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

して答弁といたします。

[2番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 答弁ありがとうございました。

要望をしておきたいと思います。

いろいろと答弁をいただきましたが、結局のところは新しいことは何もできないし、今まで行ってきたイベント事業はやめるわけにはいかない。日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想とか、サイクルシティ構想などは大変結構な構想ですが、あまり大したこともできない。社会福祉予算の増大や下水道事業の赤字など、美濃市は破綻寸前まで来ている。議員も定数を削減して頑張っている。市長はもう16年もの長い間、権力の座に座っておられるから、どうしても組織がマンネリ化して気力や熱意が失われ、若さがなくなる。新陳代謝を図って、美濃市に若者がたくさん住み、子供がたくさん生まれ、人口がふえる政策立案のできる若さと気力のあるリーダーが必要なのではないかと真剣に考える必要があるのではないのかと思います。

以上、意見を申し述べて要望を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時04分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君） おはようございます。

私は、発言通告に従いまして3点を質問いたします。

まず第1点目、新年度を迎えるに当たりまして、その展望と施策について市長にお尋ねいたします。

平成7年7月、第12代市長として石川市長が誕生して以来、4期15年余が経過いたしました。この間、21世紀のまちづくりの指針として第4次総合計画が策定され、市の将来像とその実現を目指し、基本構想に基づき、平成12年から本年度までの10年間の基本計画の実現に向け、将来都市像「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりのため、全霊を傾けて頑張っておられたことに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

平成15年には平成の大合併の問題が生じまして、市民を二分し、市の将来のための是非論の中、やむなく17年の1月に住民投票を実施することとなり、当面は合併せず存続の道を選択し、厳しい中でも市民みずからの手で将来を切り開いていくという方向づけができました。同時期には、学校再編、新美濃病院の開院等、難問題を克服されましたことも記憶に新しいところでございます。

近年、本市を取り巻く環境は、少子・高齢化、高度情報化、国際化、地方分権の推進など

大きく状況が変化してまいりました。一方、国におきましては、昨年の8月に、長期政権に飽き飽きした国民は、政権交代を旗印に思い切ったマニフェストを掲げた民主党に期待し、民主党による新政権が誕生いたしました。これで日本は大きく変わり、新しい時代が来ると大きな期待を寄せたものの、その後、理想と現実とのはざままで、マニフェストも実行できず、相次ぐ路線変更で再び国民の信頼は逆転し、民主党政権も風前のともしびとなっております。国民不在とも言える混迷する政治の中で、長引く景気低迷は一層深刻さを増し、税収の伸びは期待できず、交付税の見通しも不透明で、地方の財政は厳しく、本市では平成まちづくり改革大綱に基づき、行財政改革、健全財政を堅持するための効率的・効果的な運営をして、小さくてもキラリと光るオンリーワンのまちづくり実現のため、スローライフシティーを主眼に、人の心を大切に、自然と共生、ゆとりと豊かさのある暮らしを見据えた特色あるまちづくりを推進してこられました。

いよいよ新年度は第5次総合計画のスタートの年に当たり、今定例会にも基本構想策定の議案が上程されております。3月までには、この構想に基づく基本計画が策定されるわけで、10年後の美濃市の姿をつくり出す重要な年になろうかと思えます。

石川市長におかれましては、在任中には幾多の困難がありながら、その卓越した手腕で難局を乗り切られたことはだれもが認めるところでございます。市長という要職は、我々が想像する以上に大変な任務であり、いわゆる心・技・体を兼ね備えていないと務まらない仕事だと思えます。市長もいつかは、できれば引退したいというようなことも申されておりましたが、石川市長にかわる人材が果してあるのかと心配しております。来年7月の大切な市長選挙を控えて、その去就を市民の皆さんも注目しておられます。

新年度は、第5次総合計画がスタートする大事な年であり、美濃市の将来のかじ取りを間違えたら大変なことになります。このような観点から、新年度を迎えるに当たり、その展望と施策について、あわせて7月予定の市長選に対し、現在どのように考えておられるのか、お尋ねするものでございます。

2点目、市内の住居表示につきまして、総務部長にお尋ねいたします。

この件に関しましては、私自身、以前にも質問させていただきました。住居表示制度は、住居表示に関する法律として、昭和37年5月に公布されました。一定の基準により、建物に順序よく番号をつけて住所とするものであります。町名、街区、住居番号等、だれにも一目瞭然で理解できるものであります。訪問したり郵便配達等に最も有効な手段であります。

一つ目、そこで、市内で住居表示の実施状況はどうなっていますか。

二つ目として、私が最も問題にするのは、美濃中心市街地の住居表示であります。美濃町内の正式住所は町名が削除され、美濃市〇〇番地となっていることであります。どうしてこのようになったのかは定かではありませんが、全国でもこんな例は恐らくないのではないかと思います。よその人からは、間違っているのではないかと指摘を受けたこともあります。少なくとも、町名だけはつけてほしいものと思えます。以前、この住居表示を何とかしようと、美濃の連合自治会等で説明会等のお骨折りをいただいたことがありますが、町内間の区

域決定、財産のことなど、話し合いが暗礁に乗り上げたと聞いております。正常な住居表示のためにも、行政としてもっと積極的に取り組んでほしいものであります。今後の方向づけについて、御答弁をお願いいたします。

3点目は、河川周辺の環境整備についてであります。建設部長にお伺いをいたします。

河川改修につきましては、日ごろより御配慮をいただいております。着々と工事も進展していることに感謝を申し上げます。

特に、平成16年に起こった大洪水の恐ろしさに護岸の大切さを痛感し、県も洪水対策として床上浸水対策事業に着手、しゅんせつ工事を初めとして、堤防の護岸、堤防道路の改良等施行され、安心して住める地域づくりが進められております。現在も長良川右岸の護岸工事が進められ、一日も早い完成が期待をされております。こうした状況の中で、河川周辺の環境整備の一環として、堤敷地内に植樹をして、潤いと美しい環境をつくり出すような計画があるのかお尋ねいたします。

本年6月に、第30回豊かな海づくり大会が関市をメイン会場に開催され、我が美濃市におきましても、道の駅「美濃にわか茶屋」をサテライト会場として、市内各地でいろいろな事業が展開をされました。大会終了後、本市では52年ぶりの天皇・皇后両陛下の行幸啓があり、市民総出で御歓迎を申し上げた感激が、今なお脳裏に鮮明に焼きついております。

関市では、豊かな海づくりの記念事業として、長良川左岸等に桜の苗木を1,000本植樹され、桜並木をつくる予定と聞いております。岐阜市でも、長良川河畔に桜並木の計画があると聞いております。豊かな海づくり大会の記念事業は別として、美しい潤いのあるまちづくりに着手してはいかがかと思っております。そこで、現在、堤敷内における植樹計画の有無についてお尋ねをして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 平田議員の一般質問の1点目、新年度を迎えるに当たり、その展望と施策についてをお答えいたします。

ただいまは私に対し、過分なるお言葉や激励のお言葉をいただき、まことにありがとうございます。おかげをもちまして、第4次総合計画、美濃市21世紀のグランドデザインの最終年を迎え、都市基盤事業を初め、主要事業である下水道事業、うだつの町並みの整備、新美濃病院の開院、学校再編成、デジタル対応のケーブルテレビ、道の駅美濃にわか茶屋の開駅、ツアー・オブ・ジャパンの開催等、順調に事業を実施することができ、ほぼ所期の目的を達成することができました。これもひとえに市民の皆様を初め、議員各位の御支援、御協力のたまものであると深く感謝申し上げます。

さて、議員御質問の、新年度を迎えるに当たり、その展望と施策についてでございますが、御指摘のとおり、新年度は美濃市第5次総合計画のスタートの年に当たります。基本構想では、まちづくりの考え方である基本理念を「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまち」、将来へのテーマである将来都市像は「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」としており、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、市民だれもが安全で安心な生活ができ、

幸せに暮らせることを目指した基本構想としておりまして、新年度は新たな美濃市づくりへの基盤となる最初の重要な年であると認識しております。また、平成23年度の予算編成方針は、「市民がつくるキラリと光るオンリーワンのまち」「住みたいまち、訪れたいまち、夢かなうまち」の実現を目指して、財政の基本目標を、厳しい財政状況を見据え、さらにローコストで有効な施策を進めるため、徹底した財政改革の推進、施策の基本目標を、暮らしの質を高める安全で安心、健康なまち、市民力が輝く人間力・文化力が豊かなまち、住みたくなる歴史や文化、自然環境を生かしたまち、より豊かに暮らせる魅力のある経済のまち、市民一人ひとりの力が生かせる新しい公共と交流によるまち、市民目線に立った健全な行政運営によるまちとして、第5次総合計画の初年度のスタートを切る年としての予算編成作業を行っております。

さて、私は、平成7年7月に市長に就任以来、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に向け、住む人にも訪れる人にも魅力のあるまちを目指して、清潔で新しい政治をモットーに、4期15年半、議員各位を初め市民の皆様のお力添えをいただきながら、市民福祉の向上と美濃市の発展・活性化に全力で取り組んでまいりました。こうした中、美濃市は平成17年1月に、御指摘のとおり住民投票により単独の道を選択いたしました。これは、誇りを持って、市民が厳しいけれども単独の道のみずから選択し、市民、議会、市が一体となって、自主と自立、いわゆるみずからの手で小さくてもキラリと光る美濃市の未来を切り開いていくのだという決意のあらわれでございました。私はこれを受けて、市民の負託に答えるべく、地方の時代にふさわしい「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」づくりと、市民参加による創意工夫のまちづくりに努めるため、時代を先取りする市民が主役の新たな挑戦として、スローライフやサイクルシティ、川の駅構想等を重点としたまちづくりや地域づくり、福祉や教育事業に取り組んできました。また、まちづくり改革第2次集中改革プランにのっとり、地方分権の受け皿づくりと、時代の変革に的確に対応した徹底した行財政改革に取り組んでまいりました。議会や市民の皆様のお協力と御理解により、地域主権が進む中、新たな市政の仕組みとなる市民力を生かした新しい公共の推進や、地域固有の財産を生かした持続可能なまちづくりが必要であり、人が人らしく生きていくことを大切に、ゆとりと心の豊かさを実感できる社会であるスローライフシティを進めています。

平田議員の御質問に対しては、私といたしましては、単独の道の選択が市民の皆さんから将来正しかったと評価していただけるよう、現在、美濃市第5次総合計画の基本計画の策定、平成23年度の予算編成方針による予算編成等、当面する市政に全力で取り組んでいるところでございます。また、県市長会長の責務も負っております。こうしたことから、来年7月の市長選につきましては、私自身もう今少しお時間をいただき、熟慮を重ねさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、平田議員の一般質問の2点目、住居表示についてお答

えをいたします。

御質問の一つ目、市内において住居表示制度の実施状況はどの程度かについてでございますが、市内において住居表示法に基づき、新たな住居表示を設けましたのは、平成17年度に実施いたしました、さくらヶ丘地区のみでございます。生櫛と志摩の住所が混在していたものを、さくらヶ丘1丁目から3丁目までの表示に変更したものでございます。このほか、土地改良事業や土地区画整理事業などによる松栄町や松倉台、藍川、楓台、中央、もみじが丘などの新たな表示は、地方自治法に基づく字の区域の変更によるものでございます。

次に二つ目の、美濃中心市街地の住居表示をどのように考えているかについてでございますが、現在、一部地域を除く旧美濃町の住所は、美濃市の次に番地を書くのが正式な表示でありまして、なじみのある町名は通称名として使われております。この点につきましては、住居表示法が昭和37年に制定されて以降、美濃市でも議論されてきた経緯があります。昭和42年には美濃地区における住居表示の実施計画を策定しており、また、昭和57年から59年にかけて、美濃地区住居表示研究会を発足させ、住居表示実施に向けた動きがございました。しかし、どちらも実施までには至りませんでした。住居表示は、従来の表示ではわかりにくい地域において、道路や線路、河川などを境に街区をつくり、町名や地番を振り、わかりやすい住所にするというものです。当時、新しい住所に変わることに対しまして、住民の皆さんからは、わかりやすいまちとなる、このままではまちが発展しないとといった賛成意見もございましたが、現在のままでも不便を感じない、住居表示をした新たなまちの境と従来の自治会組織の境が同一にならないため、自治会組織が崩壊するといった反対の意見もあり、住居表示実施に向けた説明会も重ねておりましたが、住民の皆さんの納得が得られなかったことにより、住居表示を行うことができませんでした。

こうした経緯から、実施できないまま現在に至っておりますが、前回、研究会により検討されて20年以上が経過し、取り巻く環境も変わってきております。住居表示を実施するためには、住民の皆さんの御賛同と御協力なくしては取り組めないこととございまして、難しい問題もあろうかと思いますが、まずは自治会を初め、関係する各方面の方々に働きかけ、できるだけ早期に研究する組織の立ち上げができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） 平田議員の一般質問の3点目、河川周辺の環境整備について、堤敷内の植樹計画はあるのかについてお答えいたします。

かつて、急速な都市化の進展の中では経済性、機能性が重視されたまちづくりが展開されてきました。しかし、現在では国民の生活水準の向上に伴い、美しい町並み、美しい田園風景など、良好な景観の形成に関心が高まってきております。さらには、生活の高度化やレジャーの多様化により、恵まれた自然環境が見直されています。特に河川は、本来の治水・利水機能だけでなく、市民生活に安らぎと潤いを与え、自然との触れ合いによる心豊かな人間形成や、快適な都市環境形成を図る上で、重要な役割を持っております。市内を流れる長良

川、板取川は、恵まれた自然と景観により、市内だけでなく市外からも、野外活動の場、憩いの場、レクリエーションの場として利用する機会が年々ふえてきています。こうした中、本市では、日本まん真ん中まるごと川の駅構想を掲げています。川がもたらした文化や郷土の伝統とともに、人と自然の共生を大切にしながら、恵まれた水辺と流域の環境を守り育て、自然と伝統文化を融合し、保全と活用によりスローライフ時代にふさわしい環境をつくり、美濃市全域が公園化されるよう川の駅構想を進め、さらに将来へ継承していくまちづくりを目標としております。

この間、災害復旧や治水・防災対策の取り組みとともに、河川周辺の環境整備として取り組んできた主なものとしましては、神洞ホテルの里公園整備や前野クリーンセンター前、片知川入口、美濃橋前野側、新美濃橋曾代側、美濃病院西側など、市内各所にポケットパークや良好な景観整備を行うとともに、サイクルシティ構想により自転車道整備にも取り組んでまいりました。また、平成17年度には、市内の交通の要所や河川沿いの土地を利用し、そこで生活する人や、そこを訪れる人たちに、安らぎと潤いを提供できる空間を保全・創出することを目的に、美濃市景観形成基本計画が作成されました。さらに、洲原地区の河川周辺では、地域づくり支援事業を活用され、地域の人たちや訪れた人たちの散策や憩いの場を提供して、潤いのある暮らしをしていただく目的で、地域住民協働による河川景観整備が実施されてきました。なお、当地区では、景観整備推進委員会が設立され、今後も継続的に整備が進められると伺っております。

次に、堤防内の植樹計画についてでございますが、特に、河川区域内における植樹につきましては、河川管理上必要とされる一般的基準が定められており、植樹する場所も限定されております。今後、河川管理者である美濃土木事務所河川管理担当はもちろん、市と地元中有知の皆さんと協議を進めて、可能な箇所にはできるだけ植栽を行い、河川に親しめる新たに良好な水と緑の空間を創出していきたいと考えています。また、現在、河川区域内にある樹木に対しましても、申し上げた計画の中で、流下の妨げにならない景観や公園として、地元住民の協力を得ながら、管理も含めて保全していくよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔11番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 11番 平田雄三君。

○11番（平田雄三君） ただいまは、私の質問に対しましてそれぞれ御答弁をいただき、ありがとうございました。

ほぼ了解はいたしました。一部意見と要望を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

第1点目の、新年度を迎えるに当たり、その展望と施策についての中で、来年7月の市長選挙につきましては、市長は時期尚早で、もう少し考えさせてほしいということでございますが、市長におかれましては、次期は第5期の長期政権につながるということもあります。また、県下21市の市長会の会長という要職まで登り詰められたわけでございますので、できれ

ば次のリーダーにバトンタッチをしたい心境もあろうかと思えます。平成7年の7月に、清潔で新しい政治をモットーにスタートされた石川市長。そのときの原点に立ち返り、当時の清新で謙虚な市長本来の姿で、前向きの結論を出されることを期待をいたします。

第2点目の住居表示につきましては、美濃中心市街地の住居表示をどう考えているかということですが、ただいまの御答弁では、20年以上前に研究会を発足させ、検討されて以来ということで、再度自治会等に働きかけて研究する組織の立ち上げを図りたいということですが、市として積極的にこれを重要施策の一つに取り上げていただくよう、強く要望をいたします。

第3点目の河川周辺の環境整備につきましては、了解をいたします。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 私は、通告に従い一般質問2点をさせていただきます。

初めに、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン接種の公費助成についてをお尋ねいたします。

平成22年度第6回定例議会で、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン接種の公費助成についてを質問いたしました。答弁としましては、今後、他の自治体の取り組み状況を見た上で検討するとの答弁をいただきました。全国の300の自治体で公費助成が実施されております。国による公費助成の道筋もでき、公明党がワクチン接種と検診の公費助成を柱とした子宮頸がん予防法案を自民、新党改革の両党と共同提出されております。近隣の郡上市、関市ではワクチン接種の助成をされております。郡上市におかれましては、9月議会で補正され、全額助成1万5,000円を3回を、また平成22年11月より、実施対象は中学2年、3年生を対象とされております。ヒブワクチンにつきましては、平成22年4月1日より3,000円の助成がされております。国の補正予算の絡みで、小児の肺炎球菌とともに、全額助成を12月補正に上げられるそうです。関市におかれましては、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、1万2,000円を3回、中学3年生を対象に平成22年10月15日からスタートしております。ヒブワクチンにつきましては、生後2ヵ月から5歳未満児を対象に、5,000円の助成を10月から実施されております。本市においても、医療費の助成については中学3年生まで入院、外来医療費の全額助成をいち早く実施されました。子供と女性の命を守るワクチン接種の公費助成を実施されますことを、ここに強く要望いたします。今後の取り組みについての御答弁を民生部長にお願いいたします。

2点目に、高齢者対策について御質問をいたします。

高齢者問題としましては、移動手段の問題、虐待の問題、買い物支援の問題等々いろいろ問題は多々あると思えますが、以下3点についてお尋ねをいたします。

一つ目としまして、緊急時にいち早く対応するための救急医療キットについて、お尋ねをいたします。

11月消防だより65号に掲載されておりました、関市西部地区3,210戸に対して救急医療キットが7月下旬から8月にかけて配布されました。このキットには、医療情報のほか、診察

券や健康保険証写しなどの情報を容器に入れて保管しておくことで、万が一の救急時に身を守るために実施されたことは、とてもよいことだと思いました。現場の声をお聞きしたいとの思いで、美濃消防署へ出向き、美濃消防署の副署長様にいろいろお話を聞いてまいりました。こうした備えがあれば、救急隊は現場でいち早く患者の情報を得ることができ、適切で迅速な処置を行うことができ、現場での滞在時間の短縮につながり、円滑な病院搬送が可能になります。こうした制度をぜひとも本市においても早く導入されることを望むものでございますが、この点についてのお考えをお尋ねいたします。これも民生部長にお尋ねをいたします。

二つ目としては、買い物弱者の対策について、お尋ねをいたします。

経産省、地域生活インフラを支える流通のあり方研究会は、高齢者を中心に、食料品などの日常の買い物が困難な買い物弱者が全国で約600万人に上るとの推計を発表しました。その推計のもとになったのは、内閣府が2005年に全国の60歳以上の3,000人を対象に実施した調査で、「買い物に不便を感じている」と答えた人数から割り出したもので、2000年の調査では548万人だったものが、2005年には617万人と5ポイントもはね上がっていました。地域別に見ると、過疎化が進んだ農村部や都市郊外の団地や、かつてのニュータウンで問題が深刻化している。2008年度の国土交通省の調査では、人口が減り高齢化が進んだ地域では、買い物をする場所まで30分以上かかる割合が50%を超えており、1時間以上かかる地域も20%に及ぶといい、現在では買い物弱者に対し、医療や介護のような整備がされていないが、今後高齢化が進み、小売店が減少し続ける中で、買い物弱者は他の地域でも増加していくことが予想されます。社会的な課題として取り組んでいかなければならないと指摘しております。

本市においても、高齢化率も高く、過疎地域の小売店の閉鎖が相次ぎ、身近なところで買い物ができないのが実態でございます。車が運転できない方、特に高齢者にとっては本当に深刻な問題だと思います。社会的な課題として取り組んでいかなければならないと指摘しているよう、本市においては、まさにそうした課題が現実のものとなっております。現状を正確に把握され、高齢者の意見、また関係する業者等の意見を十分聞き、先進的な取り組み事例も参考にしながら、問題解決にいち早く取り組まれますことをお願いする次第でございます。今後この課題にどのように取り組みをなされますか、産業振興部長にお尋ねをいたします。

3点目に、高齢者の憩いの場づくりについて、お尋ねをいたします。

高齢者の孤立化が現実問題としてあります。本市ではふれあいサロンを立ち上げ、高齢者を対象に、月に1度ほどいろいろなメニューを考えながら開催されている地域もあります。本市においては、本年より出張所を廃止し、新たに地域ふれあいセンターとしてスタートいたしました。特に過疎地域においては、高齢者対策が大きな課題であると思います。高齢者にとっては日常的にはテレビを視聴して過ごされることが多く、隣近所で行き来し、互いに話し合った光景は昔のことで、今はそうした触れ合いが希薄になってきているのが現実ではないでしょうか。

ある女性の独居老人の方を訪問した際に、こんなお話をされました。その方は日常的にはなかなか話をする機会もなく、唯一の楽しみは妹さんと電話で話することぐらいだと孤独の寂しさを訴えてみえました。今の高齢者の方々は、大家族構成の中での生活だったと思います。また住宅事情も今とは異なり、家族が居間に集まり、食事どきなどいろりを囲んでの一家団らんの生活を送られた方々だと思います。世の中の変化が急激に進み、西洋化され、住宅も個室化が進み、家族のきずなも希薄になってきたのではないのでしょうか。体験から身につけられた多くの知識、知恵、文化の継承をする機会も少なくなっていると思います。高齢者の意見を十分酌み取った地域の実情に合った居場所としての憩いの場づくりと、もう1点、生涯学習としてのメニューは多くありますが、中央公民館が主会場で開催されています。距離的な関係で参加したくても参加できない人が見えます。市のモットーとして、市民一人ひとりが一芸、一スポーツ、一ボランティアを実行できるよう、より多くの方が参加できる体制を構築することが必要と思います。

以上、2点につきましての見解を民生部長にお尋ねをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） 武井議員の御質問の1点目、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン接種の公費助成について、お答えいたします。

子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの任意予防接種については、国において補正予算が通過したものの、その基準額等についてはまだ示されておりません。

県下他市の状況を見てみますと、今後の国、県の動向を見ながら検討するところがほとんどでございます。こうしたことから、美濃市といたしましては、これらの予防接種について、国が示す実施要綱、基準額等が発表され、県での説明会を経て、その内容を正確に把握し、医師会等の関係機関と協議の上、対象者に混乱を生じないよう早急に対応していきたいと考えております。

次に、御質問の2点目の一つ目、緊急時にいち早く対応するための救急医療キットについてお答えいたします。

救急医療情報キットは、高齢者や障がい者などの安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医、薬剤情報提供書の写し、持病などの医療情報のほか、診察券の写し、健康保険証の写しなどの情報をプラスチックの筒型専用容器に入れ、冷蔵庫に保管して万一の救急時に備えるというものでございます。玄関にはシールを張り、冷蔵庫の扉にはマグネットをつけ、キットが備えつけられていることを知らせております。救急医療情報キットは、冷蔵庫内のわかりやすい場所に入れておくことで、駆けつけた救急隊員がいち早く対応できます。全国的にどの家庭でも共通して冷蔵庫に保存することで、救急隊員が確実にキットを見つけられるようになっております。

美濃市では、似たような方法で、安心ネットワーク電話帳というものを美濃地区社会福祉協議会で実施しております。これは、プラスチックファイルに挟んだ電話帳で、大きな文字で警察、消防署の電話番号が書かれているほか、自治会長、民生委員、福祉委員、家族、か

かりつけ医の連絡先が記載できるようになっており、電話機のそばに備えつけていただくようにしております。中濃消防組合との連携が必要でございますので、この安心ネットワーク電話帳の項目をふやして、全地域に拡大していくことも一つの方法かと考えます。いずれにしても、救急医療時にはいち早い対応が不可欠ですので、キットの配付も含め、よりよい形で活用できるように検討していきたいと考えております。

次に御質問の2点目の三つ目、高齢者の憩いの場づくりについてお答えいたします。

高齢者の憩いの場としては、まず、地域ふれあいセンターがございます。現在、各地区の地域ふれあいセンターでは、地域住民の触れ合いの場として、また高齢者も含め、地域の皆さんが楽しく過ごせる拠点として施設改修の検討も進め、それぞれの地域で知恵を絞りながら、より使いやすいセンターになるよう生まれ変わりつつあります。そのほかにも、生涯学習センターや、地区の集会所の利用なども憩いの場として考えられるところでございます。また、高齢者支援センターでは、高齢者のための健康教室を今年度約230回開催、3,600人余りの参加数を見込み、事業を推進しております。さらには各地区の民生委員、福祉委員の皆さんが中心となったふれあいサロン活動等も活発に行われておりますし、地域の高齢者の方が民家を利用して楽しく集うといったところも現にございます。こうした高齢者が元気になる活動を、社会福祉協議会や地域と連携して今後さらに膨らませていきたいと考えております。

議員御指摘の身近なところに、例えば、いろりを囲んで話し合えるような心が安らぐ憩いの場づくりの必要性は十分に理解しておりますが、それぞれの地域により事情は大きく異なりますし、サポートする体制づくりも必要となりますので、憩いの場づくりについては、それぞれの地域ごとに皆さんの御意見も十分に伺いながら、研究・検討していきたいと思えます。また、中央公民館では、生涯学習の場として多くの事業を実施しておりますし、各地区の公民館事業も地域ふれあいセンターを中心に活発に行っておりますが、今後も地元自治会や公民館長さんを初め、地域の皆さんの御意見も広く伺いながら、高齢者の方が楽しく生き生きと活動できるように、地域のニーズに合ったメニューづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、武井議員の一般質問2点目、高齢者対策についての二つ目、買い物弱者対策についてお答えいたします。

日本全体の高齢化・人口減少が急速に進展してくることにより、新たにさまざまな問題を抱えてくることとなりますが、その中の一つに、議員の御指摘のように、高齢化の進展と地域の商店の閉店に伴い、買い物弱者という問題の発生がございます。過疎化が進むことで、住まいの近くの商店などが閉店してしまう一方で、遠くのスーパーマーケットなどへ行くことが困難になり、日常の生鮮食品などの買い物ができなくなる状況で、特に家族の支援も得られないひとり暮らしの高齢者などは、非常に苦労を余儀なくされている状況です。実際に美濃市においても、そうした状況が既に発生していることは否めません。しかし、当市で

は現在その実態が把握されている状況ではなく、買い物弱者と言われる方々の不安やニーズを知るため、今後その実態を正確に把握するとともに、その対策を検討し、進めていかなければならないと考えているところでございます。市内では、実際に自家用営業車を使って日用品の出張販売をしたり、買い物客の送迎等をする業者もあります。今後は地域で支えるばかりでなく、市としましても、問題に取り組むことは重要なことで、「住みたいまち 訪れたいまち 美濃市」の実現に資するものと考えています。

議員の御質問にございますように、買い物弱者というような時代の流れに対応するための一つの方法として、サイクルシティ構想による電動アシスト自転車を活用するまちづくりと合わせて、ふれあいセンターや喫茶店、地域で集まりやすい場所へまとめて配送する方法、あるいは協力していただける商店主や、買い物弱者のニーズを把握するなど、さまざまな角度から前向きに検討していきたいと考えております。今後も、買い物弱者だけでなく、高齢者も障がい者も自立しながら社会に参画し、安全・安心に暮らせるような、住みやすく、住み続けたいと思えることが実感できるように、コ・モビリティの実現を図るとともに、市民が安心してゆったり暮らせる施策について、社会福祉協議会や商工会議所などの意見を入れながら取り組んでまいりたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それぞれ御答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

ここで、大変難しい課題もあると思いますが、こういった課題には前向きに真剣に取り組んでいただきたいと思います。

その中で、特に私、憩いの場づくりということで一つ要望をしておくんですが、特に今、上牧の生涯学習センターで来年予定されます、市民から寄贈いただきました民俗資料をあそこで展示される予定になっておりますが、高齢者にとっては、居場所としてはそういった昔の生活した場所の再現、これが一番いい居場所じゃないかと思います。専門家によると、生活した実態を思い出すことによって、認知症、あるいは認知予防というような形の効果があるとされておりまして。そういった場所づくり、特に上牧生涯学習センターに寄贈されたいろんな民俗資料がある、そういった場所で昔の居間の再現が非常に可能になるんじゃないかという面があります。そういったところで、また体験学習、あるいは高齢者と異世代の人との交流の場として寄せれば、生活から学ばれたいろいろな知恵、あるいは習慣、また食文化、そういったいろいろな面について学ぶこともでき、大きなメリットもあると思いますので、場所の利用についても憩いの場づくりの一環として取り組んでいただけないかということを提案しながら、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時57分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 山口育男君。

○5 番（山口育男君） 発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従い、一般質問 2 点をお尋ねいたします。

質問の 1 点目、岐阜地方法務局関出張所について、一つ目、統合問題についての進捗状況はどうか、質問の二つ目、今後の見通しはどのようなか、これら 2 点について市長にお尋ねをいたします。

平成 5 年より行政改革の一環として、全国の登記所の適正配置の基準に基づき、登記所の統廃合が進められております。岐阜県内においても統廃合が行われており、各務原市・山県市は岐阜本局に統合され、羽島市・羽島郡を管轄とする羽島出張所が、瑞穂市・本巣市・本巣郡を管轄する北方出張所とともに岐阜本局に統合され、廃止をされております。

さて、私たちが住んでおりますこの美濃市には、当市と関市を管轄する岐阜地方法務局関出張所がありますが、この登記所も昨年 9 月ごろには美濃加茂支局に統廃合される計画であったと聞いております。昨年 3 月上旬には、関司調会長が当時の正副議長と面談され、管轄支局としての存続を求める陳情書を提出されております。また、昨年 3 月のこの美濃市議会定例会において、「岐阜地方法務局の管轄支局としての存続を求める意見書」を可決いたしております。その後、関出張所に関しましては、とりあえず白紙の状態になったということは聞き及んでおりますが、去る 10 月の下旬には、石川美濃市長と尾藤関市長が法務省を訪れ、直接法務大臣と面談され存続の要望を出されたようでございますが、この件につきましての進捗状況をお尋ねいたします。

二つ目でございますけれども、この統廃合問題につきましては当面見送りとされ、現在は白紙の状態であろうかとは思いますが、今後の見通しはどのようなになっているのかお尋ねいたします。

続きまして質問の 2 点目、2011 年 7 月の地デジ完全移行に向けた市の対策はどのようにかについて、総務部長にお尋ねをいたします。

2011 年 7 月には現在のアナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行されます。現在使用しているテレビでは、このデジタル放送が見えなくなります。

当市は、平成 17 年度より、地上放送のデジタル化への施策として他市に先駆け、国の情報通信基盤整備交付金を受け、ケーブルテレビ事業である C C N 株式会社が主体となった整備を進めてまいりました。また、高齢者や障がい者等の生活弱者のケーブルテレビ加入者に対しましても、視聴料の助成をしておられます。

デジタル放送への完全移行まで 230 日ほどに迫ってきており、現在のアナログ放送からデジタル放送への円滑な移行を推進するため、ケーブルテレビに加入されていない世帯で難視聴となる世帯への対策はどのようなにされるのでしょうか。

地上デジタル放送を受信可能にするためのデジタル放送対応のテレビの買い換え、受信チューナーを購入に要する代金も結構なものであります。5年ほど前と比べまして、チューナーの金額もかなり安価になり、種類も豊富にありますけれども、すべての市民の皆様がスムーズに移行できるようにしなければなりません。

市としましては、生活保護世帯や高齢者の方々、障がい者の方々などの弱者支援対策が必要であると考えます。地デジチューナー購入時における補助金制度の創設や貸し出しなど、市の対策はどのようなお伺いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 山口議員の一般質問の1点目、岐阜地方法務局関出張所についての一つ目、統合問題についての進捗状況はどうかについてお答えをいたします。

この問題が具体化してまいりましたのは一昨年9月でございますが、岐阜地方法務局長から美濃、関両市長に対し、行政改革の一環として組織等の減量・効率化を図るため、登記所は原則広域市町村圏に1ヵ所とし、21年9月ごろに関出張所を美濃加茂支局に統合したいとの話がありました。その際、両市長からは、美濃加茂とは生活圈や文化、人の交流も異なり、到底承服できるものではないと返答したところでございます。

この問題に対しましては、司法書士などで組織された関司調会からも存続の要望が寄せられ、両市と関司調会が歩調を合わせ、この3者により、昨年3月には、当時は自民党政権でございましたが、関係大臣を初め県選出の国会議員や関係機関への陳情活動を行ったところでございます。美濃市議会におかれましても、国に対しての意見書を可決、提出いただき、感謝を申し上げる次第でございます。こうした皆様方の御尽力により、この問題は当面見送りとされ、現在に至っております。

しかしながら、この問題がことし8月に再浮上し、政権も民主党政権に交代しておりましたので、早々に関市及び関司調会とも連携し、民主党の園田衆議院議員と岐阜地方法務局長に対し、存続の陳情を行いました。さらに、10月26日には直接法務大臣と民主党副幹事長に面談し、その折には国の行政改革は理解できるものの、地域の活力に及ぼす影響や住民サービスの低下に直結する問題であり、出張所であるがゆえの廃止は容認できず、地域の実情をよく理解願いたい旨、要望してまいりました。

次に、今後の見通しはどうかの点でございますが、今月の3日にも岐阜地方法務局長が私のところにまいりましたが、特に進展した話もなく、私からはこれまでと同様、一貫した考えを伝えたところでございます。

政府は、国と地方の協議の場を設け、地方の声を重視するとしておりますが、いまだ国と地方の協議の場が明確なものとなっておらず、国の出先の問題は地域主権改革全体の中で討論されるべきものであり、議論不十分の中で国主導により進められていくことは、到底容認できるものではありません。

現在のところ廃止に至っておりませんが、関出張所の問題は予断を許さない状況にあると考えますので、今後におきましても存続に向け、鋭意取り組んでいく所存でございますので、

御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、山口議員の一般質問の2点目、2011年7月の地デジ完全移行に向けた市の対策はどのようなかについてお答えをいたします。

地上デジタル放送化への対策につきましては、平成14年度に美濃市情報通信計画を策定いたしまして、整備方法を検討してまいりました。その結果、アナログ放送の難視聴地域が大半で、地域ごとに43の共同受信施設が設置してあることや、高速インターネットに地域格差が生じているなど市の特性からケーブルテレビによる施設整備が最も有効と判断いたしまして、光ケーブルと同軸ケーブル等の敷設工事を進めてまいりました。工事の事業主体は、岐阜市に本社がございますCCN株式会社が行い、平成19年3月に整備が完了いたしました。これにより市内全域で地上デジタル放送の視聴が可能となっております。今年10月末のCCN引き込み件数は4,725世帯で、自治会加入世帯数から見ますと67.6%の世帯で御利用いただいていることになっております。

御質問のケーブルテレビに加入されていない世帯で難視聴となる世帯への対策はどうかについてでございますけれども、ケーブルテレビによる施設整備は市内全域にわたり、地上デジタル放送の難視聴を解消するために整備をいたしておりますので、こうした方につきましては、ケーブルテレビに御加入いただき難視聴を解消していただきたいと思っております。

次に、生活保護世帯や高齢者、障がい者などへのテレビの買い換えや受信チューナーの購入費の支援策についてでございますが、美濃中央共同テレビ組合とCCNに御加入の方は組合、CCNにてデジタルからアナログへの変換対策が講じられておりますので、アナログ放送終了後も現在使用されているテレビで引き続きごらんいただくことができます。

生活保護世帯や障がい者のみえる世帯でかつ世帯全員が市民税非課税の世帯につきましては、総務省テレビ受信者支援センターが簡易チューナーの無料給付を行っております。対象となる方には、既に健康福祉課から申請手続の説明がされております。また、今臨時国会におきまして、地上デジタル放送への円滑な移行のための支援強化といたしまして、チューナーの無料給付が市民税非課税世帯の低所得者に拡充されております。こうしたことから、チューナーの購入やテレビの買い換えに対する市の支援策につきましては予定をしておりますので、御理解いただきたいと思います。

アナログ放送終了に対する今後の市民への周知などにつきましては、広報「みの」やホームページを通じて行ってまいりますとともに、現在、中部電力の補償によりテレビをごらんの方には、市から中部電力に対しまして、文書配付による周知徹底を依頼しております。また、ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯などにつきましては、自治会、民生委員やCCNによる訪問指導の実施など、市民生活に支障が生じないように万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 5番 山口育男君。

○5番（山口育男君） 御答弁ありがとうございました。

了解はいたしますけれども、質問の1点目、法務局の問題でございますが、10月26日に法務大臣、民主党副幹事長と直接面談され、地域の実情をよく理解をしていただきたいとの旨を要望なされたようでございます。現在は、その当時の法務大臣だった方とはかわっており、引き続きこの出張所問題につきましては、存続の方向への要望を強くされるようお願いを申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 発言通告に基づき、2点について質問をいたします。

初めに、学童保育について留守家庭児童教室という名称は適切かについて、民生部長に行います。

10月30日、31日と幕張メッセ・千葉大学を会場に、第46回全国学童保育研究集会が開かれました。学童保育数はこの1年間に1,269カ所がふえ、約2万カ所に迫る数となり、80万4,000人の子供が利用をしております。

美濃市における学童保育は1995年に藍見地区で始められ、翌年には松美保育園卒園児童の親の要望により、中有知小学校でも始められました。このときには私の子供もお世話になりましたが、当時の利用料は無料で、おやつ代を親の会が相談して決め、持ち寄ったものであります。

学童保育の法的根拠は1997年に改正された児童福祉法に基づき運営されております。同法6条2の2項には、「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」とあり、同法第7条にある保育所等の法律に基づく児童福祉施設とはならないことから、名称もまちまちであり、施設の適正基準、児童1人当たりの面積基準や指導員の数、利用料も国の基準がないために、千差万別の形態で運営されていると言えます。

学童保育は、保育施設にもよりますが、児童にとっては学校がある日には3時間前後、土曜日、夏休みにも行われていることから、年間を通じれば学校と同じくらいの時間を過ごす重要な施設となっており、保育所等に準じる国や県、市町村の手当が求められます。指導員の方の待遇が不安定で、専門的な研究をすることも保障されず、時給についても昇給が全くないなど、今後の課題と言えます。これも留守家庭の児童を預かるという発想から導かれるものではないでしょうか。

こういった中で、当市の学童保育はすべての小学校区に設置され、約80名が在籍する美濃小校下では、二つに分けることで、40人くらいが一つの集団として目が行き届く範囲とされる条件をクリアしており、待機者を出さない学童保育が行われております。学齢も当初の3年生から4年生まで拡大され、利用料は、受益ではなく福祉の観点からは利用料の徴収は望ましいとは思いませんけれども、有料化の後に値上げをされましたが、全国の平均利用料に

比べると半額以下に抑えられ、指導員数も多く、市の努力が評価をされるところであります。

児童福祉施設ではなく児童福祉事業であることから、全国にある学童保育はさまざまな名前で運営されておりますが、岐阜県の市町村の多くと、他府県では少ないけれども「留守家庭児童教室」を正式名称に採用しているところがあり、美濃市もこの「留守家庭児童教室」の名称であります。

この「留守家庭児童教室」という名称は、全国学童保育連絡協議会の調査によれば、1966年に当時のかぎっ子対策として、時の文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始したときにさかのぼります。そして、その事業は1971年に校庭開放事業に統合され、役割を終えております。1977年になると都市児童館事業が始まり、1986年に終了しました。1991年には放課後児童対策事業、1994年エンゼルプランを経て、1996年児童福祉法により学童保育が法制化をされております。その後も1999年新エンゼルプラン、2003年子育て支援事業、2004年子ども・子育て応援プラン、2006年放課後子どもプラン、そしてことしの子ども・子育てビジョンと続いております。

1990年の合計特殊出生率1.57ショックで始まった少子化対策が、こういった矢継ぎ早の計画の策定によっているのは明らかですが、これまでの子育ての主役であった母親を人口減少時代の貴重な労働力として投入するための環境を整備する目的もあります。学童保育は男女共同参画社会や男女雇用機会均等法とも関係する時代の要請と言えるものであります。この取り組みを指して「留守家庭児童教室」と呼ぶのは適切とは思いません。根拠法である児童福祉法に基づいて「放課後児童教室」と呼ぶか、一般的に呼ばれている「学童保育」など、保護者が受け入れやすい名称に改めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問の2点目であります。市内における河川利用状況について総務部長に質問をいたします。

1番目に、河川を利用したバーベキューやキャンプ、ラフティング、釣り等のレジャー人口を把握しているかであります。

10年以上にわたる国民の給与所得の減少を反映してか、近ごろのレジャーは安・近・短に代表されるアウトドア人口の増加が見られます。美濃市にある森林とそこを流れる川は、近隣を含め都市部からのアウトドア利用者にとって魅力ある場所と映っているようであります。少し古い資料になりますが、民間の調査会社である株式会社ワードは、2000年と2001年にさまざまな角度から満足度を調査した全国河川水辺利用満足度調査を公表しております。それを見ますと、全国225河川の中でも長良川は利用者ランキングで11位、満足度ランキング3位に位置し、「水辺に近づきやすい」4位、「自然が豊かである」2位、「水質がきれいである」2位、「ごみが少なくきれいである」3位、「一般の人が泳げる」では1位となっているように魅力には事欠きません。

春夏秋冬を通じて散策や釣りなどの川遊びが盛んですが、最も際立つのは夏場の河川利用者です。休日は言うに及ばず、平日でも朝から、長良川はもちろん板取川も含め、車と人の波が押し寄せにぎわいを見せております。活気を呈するのは眺めているにはよいのですが、

急激な集中はさまざまな問題も起こるものであり、これらのレジャー人口がどれくらいあるのかお尋ねをいたします。

2点目の2番目です。河川利用者から出たごみの処理がどうなっているかであります。

河川を初め、自然環境を利用する上で、マナーの問題が取り上げられることがふえてきたように思います。河川でのごみをめぐって、ことしの夏のニュースでは、神奈川県川崎市の多摩川河川敷でのバーベキュー有料化が話題となりました。9月、1ヵ月のみの有料化社会実験として行われたようではありますが、小学生以上の料金として1人500円を徴収したため、3キロほど上流の狛江市の河川敷が新たなバーベキューの場所として人口の移動が見られたということでありました。騒音の問題や、飲食、花火などの後片づけが完全でないことに周辺の住民から苦情があり、試験的に有料化に踏み切ったとされました。

長良川は、10年前の民間調査では、「ごみが少なくきれいである」という項目で全国3位の満足度を示しております。10年ほど前には、昨今ほど美濃橋下河川敷はにぎわっていなかったと思いますが、バーベキュー等のアウトドアのレジャーが集中して行われており、ごみの問題もあると聞きます。ここ数年のごみの量はどれくらいあり、その処理がどのようにされているか、また、今後の対策をどのように考えているかお尋ねをするものであります。

3番目は、近年水難事故が多発しておりますが、最近の発生件数の推移とその対策についてであります。

この数年、美濃市のキャッチフレーズである「住みたいまち、訪れたいまち」にとって、見過ごすことができない事故が続いています。夏の水難事故はニュースとして大きく取り上げられ、市のマイナスイメージを強めます。よそから来た人が事故に遭えば、その家族、友人等関係者にとって、事故の起きたまちの名は聞くことさえはばかれるかもしれません。質問の1点目で触れたように、長良川は全国一の泳ぐことのできる川として満足度が高く、その流域の中でも美濃橋付近は河川敷があり、水深もあることから人気スポットとなっております。

警察庁は、毎年6月から8月の水死者、行方不明者の都道府県別発生状況を発表しておりますが、ことしの統計では443人あり、岐阜県は39人と全国で3番目に多い県となっております。また、報道データをもとにした河川環境管理財団が作成した2003年から2008年、7年間の水難事故発生地点の分布状況では、半径150メートル足らずの範囲で10件を超えるところは全国に例がありません。不名誉な日本一であります。そこでお尋ねをいたしますが、市内での水難事故の発生件数の推移はどうなっているか、またその対策はどうかをお知らせください。

美濃橋付近で事故に遭われた方を見ると、前途のある20歳前後の男性、会社員、大学生といった共通項が見られ、この方たちにとっては、これまでにとられている立て看板やスピーカーによる注意喚起などの対策では十分ではなかったということになります。ことし8月に始められたまちかど情報ステーション美濃俵町町屋によるライフジャケットの貸し出しも、児童・生徒を守るには大変有効だと思いますが、泳ぐことに一定の自信があれば、大人でラ

ライフジャケットを着用して泳ぐ人は少ないと思います。体力の限界でおぼれる瞬間はだれも危険を感じ、助けを求めます。その近くに浮き輪のようなものがあれば自分でつかまりに行きます。

そこで私の提案であります、風光明媚をうたう景観をそぐことになるかもしれませんが、夏季6月下旬から9月上旬の3ヵ月足らずの期間、立入禁止とかではなく、単に川面に浮きをつけた綱を張ることが有効かと思えます。あるいは海に浮かぶブイやいかだのようなものを数ヵ所に配置してはどうかと考えます。川底に綱を打ち込んでタイヤを浮かべるだけでも効果はあると思いますが、景観に配慮した形状が選べればそれにこしたことはないでしょう。2011年の夏には、美濃橋の下流で一件も水難事故が起こることのないよう手を尽くしていただきたいと思い、質問をいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） 並議員の御質問の1点目、学童保育について、留守家庭児童教室という名称は適切かについてお答えいたします。

放課後児童の健全な育成を図るため、美濃市では平成7年、藍見地区留守家庭児童教室を開設いたしました。続いて中有知地区、大矢田地区、美濃地区で開設し、平成19年に国の放課後子どもプラン事業のスタート後、全小学校区で留守家庭児童教室を開設しております。

現在、市内すべての小学校区に留守家庭児童教室を開設しており、129名の児童に19名の指導員を配置し、実施しております。美濃小学校区では、対象児童が74名で2教室を開設しております。今年度からは、放課後及び夏休み期間中の開設に加え、月2回の土曜日も開設しております。

各教室の名称につきましては、スタート時の国・県の補助メニューの通称であることと、各市町村の状況を参考にして「留守家庭児童教室」としてしておりますが、県下の状況を見ますと、留守家庭児童教室のほか、放課後児童教室、学童保育室等さまざまがございます。市としましては「留守家庭児童教室」という名称について、特に不適切といった御意見は伺っておりません。

教室の中には、正式名称とは別に、大矢田小学校区では「きっずはうす」、藍見小学校区では「アップルハウス」といった名称を使っている教室もございます。また、ほかの教室では保護者あての連絡に、「さくら」「なかよし」など独自の名称をつけたお便りも出しております。利用児童や、保護者、学校などの御意見を伺い、それぞれの教室にふさわしい名称を検討していきたいと考えております。また、「留守家庭児童教室」の名称そのものにつきましても、市民の声を参考にしながら検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、並議員の一般質問の2点目、市内における河川利用状況についてお答えをいたします。

御質問の一つ目、河川を利用したレジャー、バーベキュー、キャンプ、ラフティング、釣

り等の人口を把握しているかについてでございますが、レジャー関係の入り込み客は、毎年県の観光レクリエーション動態調査によりまして、1月から12月までの当市の状況を報告しております。調査区域は長良川と板取川を対象としており、調査の方法は区域での車の台数を月別に集計し、1台当たり平均4名として人数を算出しております。また、釣り人につきましては、長良川中央漁業協同組合からの報告によりまして、アユ釣り・雑魚を合わせた会員数と日釣りを含めた人数でございます。その結果によりまして、河川を利用したレジャー人口は、平成19年度が7万2,514人、平成20年度が8万4,707人、平成21年度では6万8,116人となっております。多くの利用者が訪れています。

次に御質問の二つ目、河川利用者から出たごみの処理はどうかについてでございますが、河川利用者が落とすごみは、本来持ち帰るのが原則と考えております。しかしながら、依然としてごみの放置がなくなるのも現実でございます。このため、市を初め美濃土木事務所、長良川中央漁業協同組合、中濃地区水上安全河川環境連絡協議会などによる啓発看板の設置や、シルバー人材センターへの委託による不法投棄防止の啓発パトロールを月に15回ほど実施し、6月から9月のシーズン中には、特に利用者の多い河川や橋の下など、市内7カ所で週に1回、軽トラックを使つての河川清掃も行っております。ちなみに、この4ヵ月間のごみ収集量は平成20年度で3,067キログラム、平成21年度で2,680キログラム、平成22年度が2,357キログラムと、ごみの収集量は減少傾向にあり、少しずつではありますが、以前と比べますとマナーはよくなり、河川は美しくなったように思われます。

いずれにしても、ごみの発生の根本は利用者のマナーの問題でございますので、啓発活動を一層進めていく必要があると考えます。河川利用者の車の乗り入れ禁止やごみ処理費にかかる協力金等の考え方もありますが、河川管理者である県との協議や、関係機関、関係団体とも連携を図りながら、ごみ対策のさらなる解決に向け、研究を進めてまいりたいと考えております。

御質問の三つ目、近年、水難事故が多発しているが、最近の発生件数の推移とその対策についてでございますが、市内における河川での水難事故の発生件数は、平成20年度が7件で、そのうち死亡事故が6件、21年度は4件で死亡事故はございません。平成22年度は11件で、そのうち死亡事故が5件ございました。ここ3年間では、水難事故に遭われた方は全員が市外から来られた方で、また不幸にして亡くなられました方々の大半が県外からの、しかも19歳から20歳代の若い男性であり、前途ある青年の痛ましい事故が多発しており、大変不幸な出来事となっております。

市といたしましては、川遊びに来られた方々が安全に川遊びを楽しんで帰っていただけるよう、美濃消防署や関警察署を初め、関係機関とも連携を図りながら、毎年水難事故防止活動の強化に努めてまいりましたが、その成果があらわれず、対応に苦慮しているのも事実でございます。

これまで市では、特に水難事故が多発しております旧美濃橋付近では、注意を喚起する看板や横断幕を河原や橋の数カ所に設置するほか、5月の連休明けごろからは、川の両岸から

30分置きに注意を呼びかける放送を流しております。そのほか、7月から9月までの間、消防署の職員がボランティア活動として、毎週土曜日、日曜日にチラシ配布などによる河原での見回りに取り組まれております。また、シーズン中には、市におきましては週2回、消防署や警察署におきましては随時、旧美濃橋付近を初め、川遊びでにぎわう市内の河川沿いを重点に水難事故防止の啓発パトロールを実施しております。

水難事故による犠牲者をなくすためには、河川利用者一人ひとりが無理な遊泳や危険な行為は絶対行わないことを守っていただくことが肝要でございます。今後こうした注意喚起を促す活動は強化していく必要があると考えております。ただいま議員から御提案をいただきました方策などにつきましては、御意見として今後の参考とさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、川がかかわる環境を大切に、恵まれた川などの自然の魅力を生かしたまちづくりとしての川の駅構想を推進している本市におきましては、河川のごみ問題や水難事故防止対策は重要な課題でもあり、快適で安全に河川を利用できる環境づくりに一層努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 御答弁をいただき、ありがとうございます。

2点目の3には再質問を、それ以外には要望を述べさせていただきます。

1点目の学童保育は「留守家庭児童教室」という名称が適切かについてであります。名は体をあらわすという言葉がありますが、留守家庭児童と呼ばれるのは不遇を感じさせます。留守家庭にした保護者は、子供に頑張ってもらってくるよと胸を張れるでしょうか。国税庁の民間給与実態統計調査によれば、1997年と比べ昨年の年収は年間61万円減っていて、長時間の共働き家庭もふえていると思われれます。学童保育に通う児童は、昨年約美濃市で2割を占めますが、この割合はまだまだふえると思います。学童保育に通う子供に寂しい思いをさせないためにも、より適切な名称にするべきと考えますので、答弁にあったように機会をとらえて利用者の声を聞いていただくことを要望いたします。

2点目の1、訪れたいまち、訪れたい自然を考えても、来訪者が多いほど魅力のある地域と言えます。河川利用のレジャー人口では、この3年間、7万人、8万人の後、昨年は6万人台とのことですが、昨年は天候不順のために川の増水等があり、釣り人口が1万人以上激減したことが主要な原因であり、釣り人口を除いた数では3年間を通してふえております。澄んだ水と豊かな森林や漁業は、日本でも有数の特筆すべき観光資源として地域経済につなげる可能性があると思います。質問の中でも触れましたが、幾つかの指標では全国でも1、2を争うことができる長良川の特性を、孫子の代まで守っていかなければならないと思います。ことしの10月、名古屋では国連生物多様性条約締結国会議が開かれましたが、そのおひざ元の長良川に河口堰があり、生物多様性・生態系を破壊していることは、一刻も早い解決が求められます。流域の自治体として河口堰撤去の声を上げていただくことを要望します。

2点目の2の河川のごみの問題は、河川利用者によるものであって、利用者自身の快適性を損なうものでありますが、この3年間のごみ収集量が着実に減っていることを知り、関係者の努力に敬意を払います。夏季の利用者が集中する時期の不法投棄防止の啓発パトロールは、利用者に監視されているというプレッシャーを与えるのではなく、自発的にごみを持ち帰らなければならないように仕向ける教育的指導が大切であり、自然保護運動の標語でもある「来たときよりも美しく」というようなキャンペーンも有効かと思えます。また、河川敷への車両乗り入れ禁止やごみ処理費に係る協力金にも触れてありましたが、川崎市が試験的に採用した河川敷利用料の徴収は、利用者の楽しみを制限することにつながり、導入すべきではないと思えます。

3点目の3への答弁は、残念に思いました。これまで努力をしているのに成果があらわれず、対応に苦慮しているのが現状でありながら、無理な遊泳や危険な行為を行わないことが肝要として自己責任に帰してしまっただけでは、これからは水難事故に遭う人が悪いことになってしまいます。一人ひとりを見ればそういった人もあるでしょうが、すべての人が飲酒後に遊泳したわけでもなく、すべての人が危険行為のために事故に遭ったわけでもありません。あらゆるケースを想定して、なお安全を追求することが求められていると思えます。啓発パトロールは大方の利用者には有効であっても、行き届かない人があり、おぼれる者が見つかるのがチラシやスピーカーの放送では助かりません。たった半径150メートルほどの区域を問題にしているのですから、解決策は難しいとは私には思われません。景観と生態系を守りながら、夏の3ヵ月ほど命綱となるものを危険箇所配置することがなぜ難しいのか、再答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、並議員の再質問について、お答えをいたします。

先ほど、議員から御提案いただきました水難防止の方策につきましては、増水時等における管理面での対応や安全性の確保、漁業関係者との調整など配慮すべき点もございますので、今後河川管理者である県や長良川中央漁業協同組合など、関係者とも協議をしてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、再質問の答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 旧美濃橋下流域の水難事故対策について、再答弁にもまだ了解はできませんが、関係する機関が複数あり、調整が必要ということはわかりました。そのためにこれまで対策がとり切れなかったというなら、今度は人命を守るという1点で一致して対応していただきたいと思えます。当該箇所では来年の夏、二度と水難事故が起きないように、注意や啓発パトロールに加えて物理的な対策を施していただくことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、12番 日比野豊君。

○12番（日比野 豊君） 私は発言通告に従い、清流会を代表して、市政に対する一般質問4点について市長にお尋ねします。

初めに、広報「みの」により、市内全世帯からの市民の意見や要望を吸収することはできないかの提案についてであります。

本市では、美濃市第5次総合計画の策定に当たり、昨年度は各自治会、地区ごとに市政懇談会を実施されました。また、特に昨年12月から今年1月にかけては、美濃市全域の市内に住所を有する18歳以上の男女1,000人を住民基本台帳による無作為抽出し、個人名あての書面による自記入方式で市民意識調査を実施されましたことに敬意を表するものでございます。私も、市政懇談会における市民の皆様からの意見、要望を拝聴するとともに、市民意識調査の結果報告書を拝読し、行政・議会に対する市民のニーズは多種多様であるなあと再認識したものです。私ども清流会も、去る10月の清流会だよりにより、市民の皆様へ新聞折り込みによるアンケート調査を実施いたしました。現在、その結果を集計中でございますが、10月末日時点をもちまして、50円切手を負担していただき、市民125名の皆様より市政・議会に対する貴重な御意見、御要望をお寄せいただき、拝読し、感謝を申し上げる次第であります。

さて、現在、本市においては、市長へのはがき、手紙、ファクス、メール等により市民からの声が届いているとお聞きしておりますが、この方々は、私自身、いわゆる勇気ある限られた市民の方々ではないかと推察するものであります。国においても、地方においても、経済、社会全体が疲弊し、出口が見えない今日、市民のだれもが安全で安心して暮らせることを願い、その市民ニーズも多様化、複雑化、広域化をしている今日であります。

このような観点に立ちまして、広報「みの」により、市内全世帯からの市民の意見や要望を吸収することを提案するものであります。市長、いかがお考えかお尋ねします。

次に2点目、サイクルシティ構想推進の一環として、職員の自転車通勤の奨励についてお尋ねします。

いわゆるスローライフシティ、スピードや効率性だけでなく、人の存在意義を見つめ、自然の豊かさや伝統文化を実感できる社会をキーワードに、その一環としてサイクルシティ構想が推進されている今日であります。環境へ負荷のない自転車を活用したまちづくり、私もスローライフ志向者の一人として同感するものであります。

本市においては、平成16年度に国土交通省のサイクルツアーモデル地区の指定を受けて以来、自転車に優しい道路整備を初め、サイクルステーションの設置、サインやパーキングポールの設置などハード面の事業、また特にツアー・オブ・ジャパンを初め、自転車を活用したイベント、講演会の開催など、事業が推進されております。この自転車を活用したまちづくり、サイクルシティ美濃の推進を市民の皆様はどのようにとらえ、どのように考えてみえるのか、私自身少し不安を抱くものでございますが、何はともあれ自転車社会に対する市民意識の高揚と自転車に対する認識を高めることが肝要であると思っております。このような観点に立ちまして、サイクルシティ構想推進の一環として、職員の自転車通勤の奨励について、市長、いかがお考えかお尋ねするものでございます。

次に3点目、本庁舎を初め、市の公共施設の駐車場利用の職員に対する駐車代の有料化についてであります。

本市の財政状況は著しく硬直化が進み、長引く景気の低迷、激変などにより、財源の枯渇など、まさに非常事態であります。このような中、美濃市議会においては、平成まちづくり改革において市民ニーズにこたえるために、15人の議員をそれぞれの議員が身を切る思いで、今期定例会において議員定数を15名から13名にと削減いたしました。この13名、いわゆる全国809市の中で議員数としては805位に位置し、日本列島本州地方において、定数13人は少なくともきらりと光るナンバーワンの議員数となりました。

この駐車場の有料化問題、県下21市においてもかなりの市で導入されております。私が問い合わせたところ、岐阜市を初め、羽島市2,000円、美濃加茂市、関市が1,000円、またそれぞれ嘱託職員は500円とのことでした。また、美濃商工会議所においても1,000円から1,500円天引きされているとお聞きしました。本庁舎と隣の中央防災コミュニティセンターは隣接しているため、コミュニティセンターで会議があるときは本駐車場は満車状態となり、急用で本庁を訪れる市民の方々には大変御迷惑をおかけしております。市長は、市政運営に当たっては、市長の信念である清新を常に掲げ、市民協働による清潔で新しい政治に徹し、職員一人ひとりが目標を達成するため、みずからを高め、市民に信頼され、かつ期待されるよう努力しますと申し述べ、また今後、さらなる市民の信頼と理解を得ることに努める必要があり、市民の意見を聞いて、常に市民の立場に立ち、市民のために奉仕するという公務員としての責任と自覚を認識し、市民が主役の個性と魅力あるまちづくりに努力すると聞いております。このような観点に立ちまして、本庁を初め、市の公共施設の駐車場利用の職員に対する駐車場有料化について、市長、いかがお考えかお尋ねいたします。

最後に4点目、市民ニーズ・自治会要望に応えるために、(仮称)何でもOK、すぐやる課の創設についてであります。

今、日本は人口減少社会に突入するとともに、少子高齢化の進展による超高齢化社会を迎えた今日であります。特に本市においては、核家族化の進展が顕著にあらわれ、いわゆる老人夫婦世帯、独居老人世帯と年金生活者の方々がふえていく中、高齢者対策、福祉対策が不可欠で、急増する時代となってまいりました。

反面、国においても本市においても、長引く景気低迷による税収不足が発生し、新年度予算編成に当たり、財源の捻出に四苦八苦されているのが現状であります。財源がないからといって、決して市民ニーズ、市民サービスを低下させてはなりません。多様化する市民ニーズ、自治会要望等には、迅速におもてなしの心を持って対応するのが第一だと思います。本庁を訪れる市民に対しては、1階入り口の会計課窓口において総合案内所を設置され、対応されていますが、緊急性を有する市民からの電話での問い合わせに関しては、その事件の担当部署はどこなのか、所管はどこなのかわからないため、いわゆるたらい回しに遭ったという市民からの声を時折耳にします。平成まちづくり改革第2次集中プランにより、ここ数年、部課の統廃合が行われ、その名称も変わった今日、私自身、市民からの相談、問い合わせに

苦慮するものの一人でございます。

火災、救急時には119番。犯罪、事故には110番。困ったときには33—1122内線110番等、わかりやすい市民サービスが不可欠であると考えております。このような観点に立ち、市民ニーズ・自治会要望に応えるために（仮称）何でもOK、すぐやる課の創設についてお尋ねをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 日比野議員の一般質問の1点目、広報「みの」による市内全世帯からの市民の意見や要望を吸収することはできないかについてお答えをいたします。

市民参加によるまちづくりを進めていくためには、市民の皆さんから寄せられました御意見、御要望等は、貴重な情報として市政運営に反映していくことが大切であります。

私は、これまでに市長への手紙、はがきやファクス、Eメールの実施やおしゃべりサロン、イブニング夢トークや市政懇談会の開催を通じ、あるいはイベントや大会、各地の催しへの出席を通じまして、直接的にも間接的にも広く市民の皆さんの意見や要望などをお伺いして、市政運営に反映するよう努めてまいりました。また、介護保険計画、地域福祉計画や男女共同参画いきいきプランなどの個別事業計画につきましては、策定の都度、市民の皆さんへの意識調査を実施しましてニーズの把握や分析を行い、新たな計画に反映させております。

今回の第5次総合計画の策定に当たりましても、市民意識調査や市政懇談会、パブリックコメントの実施を行いますとともに、これから進めます基本計画の策定にあわせまして、市内全世帯を対象に「あなたの夢をお寄せください」と題しまして、市民の皆さんが考える施策や事業の募集を始めたところでございます。

今日、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化により、市民ニーズは細分化・複雑化が進んでおります。また、これからの行政運営は、市民と行政の役割分担やルールを定め、市民が主役となる地域主権のまちづくりが強く求められてまいります。こうしたことから、一人でも多くの市民の皆さんの声を集め市政に反映させるなど、市民一人ひとりを大切に、夢と希望に満ちた市民が輝くまちづくりに結びつけていくことが重要であると考えます。

御提案のございました広報「みの」によります全世帯からの意見や要望の吸収につきましては、これまで人前では意見が言えなかった方や、遠慮しがちな方などの発言の機会づくりとしましても有益な方法と考えます。今後の広聴活動に取り上げてまいりたいと考えますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に御質問の2点目、サイクルシティ構想の推進の一環として職員の自転車通勤の奨励についてお答えをいたします。

美濃市では現在、日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想を進める中で、魅力のある交流拠点を結ぶ手段として、自転車をポスト自動車と位置づけ、自転車の利用促進を進めるサイクルシティ構想を推進しています。これは、21世紀の課題である低炭素社会の実現に向けて、観光目的や地域交流、あるいは高齢者の生活の足を確保する手段として自転車を活用した地域社会づくりを進める手段として推進しているところであります。もちろん通勤の足と

しても自転車の利用を推奨してまいりたいと考えております。

そこで、議員の御指摘の職員の自転車通勤につきましては、季節により多少のばらつきはございますが、現在、市役所本庁舎に勤務しております職員137名のうち約20名が自転車での通勤をしております。当市では、職員の通勤手段として、通勤距離が2キロメートル以内の職員51名につきましては、徒歩もしくは自転車での通勤を指導しており、今後も指導を徹底してまいります。

また、今後サイクルシティ構想を進める上で大切になるのが市民の方への交通に対する意識改革だと考えております。その先頭に立って、職員が率先して自転車通勤に努めることは非常に意義深いことであり、サイクルシティ構想を実現させる手段としては大変に重要なことでもあります。また、職員の健康管理や市役所への来訪者の駐車場の確保にも役立つことありますので、今後、職員の理解を得ながら、あらゆる機会をとらえて自転車通勤を奨励してまいりたいと考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に質問の3点目、本庁舎を初め、市の公共施設の駐車場利用の職員に対する駐車代の有料化についての点でございますが、地方の財政が厳しくなる中にありまして、近年、県内の自治体だけでなく、全国的にも市町村役場等に勤務する職員の通勤用車両について、駐車料金を徴収する自治体がふえてきております。

県下各市の状況は、庁舎等の駐車スペースの状況や借地の有無など、それぞれ条件が異なりますが、現在、21市中10市で駐車料金が徴収されており、徴収のないところは本市を含め8市でございます。残りの3市は庁舎に職員駐車場がなく、個人での対応などとなっております。有料化されたところは、駐車場の全部または一部が借地であるところが多く見受けられ、料金は月額で1,000円から2,000円のところが多いようでございます。また、対象となっている施設は、すべての施設で有料化されているところから、本庁舎のみとしているところなど、各市まちまちのところがあります。

本市の庁舎の駐車場につきましては、来客者用に62台分の駐車スペースはございますが、会議等が重なる場合には、どうしても混雑してまいります。あらかじめ混雑が予想される場合には、職員の一部駐車規制や車での通勤自粛などにより、御迷惑をおかけしないよう努めてきたところでありますが、今後におきましては、混雑時には職員の車の移動はもちろんのこと、自転車や徒歩での通勤の奨励など、来庁される方の駐車スペース確保に一層努めてまいります。

職員の駐車代の有料化につきましては、平成まちづくり改革による徹底した行財政改革を市民の皆さんの御理解と御協力をいただきながら推進している中にありまして、公共施設等の適正管理や負担の公平性の観点から、さらには市民サービス向上の自転車通勤の普及促進など、あらゆる面から市が率先して取り組んでいく必要があると思います。したがって、今後職員組合を初め、職員にも理解と協力を求め、議員の御指摘のように実施に向け、方法等検討してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

次に質問の4点目、市民ニーズ・自治会要望に応えるために、(仮称)何でもOK、すぐ

やる課の創設についてお答えをいたします。

地域主権が進む中、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、市民だれもが安全で安心な生活ができ、幸せに暮らせることを求めています。また、価値観が多様化する現代社会においては、市民のニーズもさまざまであります。

市では、美濃市第5次総合計画の策定に当たり、市民ニーズを把握するため、御指摘のように昨年、市政懇談会や市民アンケートを実施いたしました。市民の皆様からいただいたさまざまな御意見は、総合計画の基本計画や実施計画の中でできる限り反映させていただきたいと考えています。また、地域福祉の向上に向けて、次世代育成支援対策行動計画や地域福祉計画でも同様の調査を実施しており、今年度は高齢者福祉計画の策定に当たり、市民ニーズの把握に努めるため、市民アンケートを予定しております。また、自治会要望につきましては、毎年土木課が窓口となり、要望の取りまとめを行い、担当課で事業を行っております。

そこで、議員御指摘の（仮称）何でもOK、すぐやる課の創設についてでございますが、現在、市では平成まちづくり改革第2次集中改革プランによりまして、簡素で効率的な行政運営に努めています。職員体制としましては、一般行政職の職員を平成20年の187人から平成25年には160人体制の27人の削減を目指すところとしております。

この集中改革プランを実現するため、平成20年度には生涯学習課と文化振興課を統合して人づくり文化課、水道課と下水道課を統合して上下水道課、平成21年度に生活・自然環境課と市民課を統合して市民生活課に、本年度は健康福祉課と高齢福祉課を統合して健康福祉課にと、部課の統廃合を行い、より総合的、機能的な組織への改編を行ってまいりましたが、今後もさらに職員の削減や事務事業の見直し等により、部・課の統廃合等を行ってまいりたいと考えています。こうした中で、新しい課の創設については大変厳しいものがございますが、今後の組織の見直しの中で、議員の御提案については一つの参考意見として研究させていただきます。

市としましては、現在、市民サービスの向上を図るため、市役所内では各階ごとに総合案内窓口を設置して的確な案内に心がけておりますが、今後はさらにどの課も窓口体制をしっかりとしまして、迅速に対応できる体制づくりに努めます。また、電話での問い合わせにつきましては、議員お話の総合受付の設置を検討し、たらい回しのないようにしてまいります。さらに、市に接遇マナー向上委員会を設立して、職員の資質の向上を図り、親切丁寧な対応ができるようにしてまいります。また、当面は、その時々市民ニーズの的確な把握や自治会要望には、各課の連携を密にしまして迅速に対応してまいりたいと思っておりますので、この点御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時19分 再開

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 私は一般質問3点を行います。

1点目は、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について、民主党政権は関係国との協議を開始するということをおっしゃっていますが、市長はTPPについてどう考えているのか質問いたします。

TPPは関税を原則撤廃し、農産物の輸入完全自由化を進めるものであり、日本の農業と地域経済に深刻な影響を与え、これが強行されれば日本の食料自給率は14%まで低下し、米の自給率は1割以下になってしまうと報道されております。TPPへの参加は、おいしいお米を食べたいという消費者の願いにも反し、国民の食の安全と安定的な食料供給を大きく侵すものであります。農産物の関税撤廃は、世界の趨勢どころか、農産物の輸出国であっても農産物の平均関税率はEUが20%、アルゼンチンが33%、ブラジルが35%などと高く、アメリカも乳製品や砂糖の輸入規制を続けております。日本は既に平均12%まで関税を下げており、農業について鎖国どころか世界で最も開かれた国の一つになっております。地球規模での食料不足が大問題になっているときに、輸入依存をさらに強め、豊かな発展の潜在力を持っている日本農業を無理やりつぶすなどということは、亡国の政治というほかありません。被害は農業と食料の問題にとどまらず、経済産業省はTPPに参加しない場合の雇用減を81万人としておりますが、農水省は参加した場合の雇用減を、農業やその他関連産業など合わせて340万人と、不参加の4倍以上になると試算しております。

このように、TPPは日本の農業を破壊するだけでなく、疲弊している地域経済の破壊を進めるものにほかなりません。日本経団連などは、乗りおくれるなどおとり立てていますが、この恩恵を享受するのは、自動車、電機などの一部の輸出大企業だけであり、一部の大企業のために日本農業を破壊し、国民生活に多大な犠牲を負わせることは断じて許されぬことでもあります。

自国の食料のあり方は、その国で決めるという食料主権の確立、そのためには関税などの国境措置の維持強化、価格補償などの農業政策を自主的に決定する権利を保障する貿易のルールこそが、日本にも国際社会にも求められているところであります。

考えてみますと、かつて米などには食糧制度があり、消費者には安く、生産者には一定の価格補償がありましたが、その制度は廃止され、今日では市場任せになっております。そのために、生産者は毎年下がり続ける米の値段では生活が成り立たなくなってきました。ましてや関税を取り払えば、外国から安い米が入ってきますから、農家は大きな打撃を受けることになるでしょう。市の第5次総合計画では、農林水産業の振興の中で自給率の向上がうたわれておりますが、TPPに参加すれば美濃市の農業も大きな影響を受け、農家経営が成り立たなくなります。市長はTPPについてどう思うのか、質問をいたします。よろしく願いいたします。

質問の2点目、公共下水道、農業集落排水事業での水洗化率向上のため、工事費に助成ができないか質問をいたします。

快適で文化的な生活を送る上で、近年下水道は欠かせないものになっております。市は15年くらい前から下水道事業に着手し、工事もほぼ完了をいたしました。この下水道事業には多くの資金が必要で、一般会計と市債を充当しての事業になります。したがって、特別会計の市債を大きく膨らますことになります。平成21年度末の借金は約99億4,000万円、一般会計からの繰り入れが約5億1,500万円と市財政の硬直化を生む一つの要因となっておりますが、下水道事業は市民生活にとって欠くことのできない事業でもあります。

問題は、下水道の基盤整備が進んでも、水洗化率を向上させなければ意味がありません。第4次総合計画の後期計画では、22年度末までに公共下水道の水洗化率を77.3%、農業集落排水が80.8%と定めておりますが、今年10月の段階では、公共下水道の右岸処理区が68.2%、左岸処理区が55.7%、長瀬処理区が23.5%で平均57%であります。農業集落排水は74.7%でございます。その目標に対し、特に公共下水道で来年3月までに20%以上も水洗化率を引き上げなければなりません、果たして達成できるか甚だ疑問であります。

上下水道課の職員は、水洗化率を上げるために各家庭を訪問してお願いをされ、日夜頑張っておられると思いますが、職員の数も少なく、手が回らないのが現状ではないでしょうか。21年の3月議会で質問をしたとき、市長は「全職員体制で啓発活動をする」と答弁されておりますが、その後、1年8ヵ月間で公共下水道では2.79%、農業集落排水が2.77%の伸びとなっておりますが、他の部署の職員は自分の仕事をもちながらできるでしょうか。現在の上下水道の職員体制では、大変不十分だと思います。

また、啓発活動だけではあまり進んでいかないと私は思います。下水道につながうと思えば、先立つものはお金であります。思い切って、かかった工事費に一定の助成を考えてみてはどうでしょうか。厳しい財政状況ではありますが、水洗化率が向上すれば、それに伴って大工さんなど他の仕事起こしにもなりますし、使用料収入も入ってきますから、長い目で見れば有効な手段ということになるのではないかと思います、いかが考えておられるのか質問をいたします。

次に質問の3点目、旧美濃病院跡地は観光駐車場、イベント広場として整備されたが、今後どのような利用方法を考えておられるのか質問いたします。

第4次総合計画の後期計画では、(仮称)まつり会館の建設を検討しているが、当面は観光駐車場として整備すると位置づけられております。しかし、平成20年9月に議会で取り上げたとき、市長は「今後の計画は長期的な視野に立ち、市民の皆さんや議員の意見を聞き検討する」と答弁されており、総合計画との整合性はどうなっているのか疑問を持つところであります。一体この観光ふれあい広場を将来的にどうするのかも見えてきません。

観光駐車場の整備は、平成19年度に旧美濃病院の解体工事、20年度には広場の整備、トイレや倉庫がつくられました。それにかかった費用は約2億7,800万円で、内訳は国庫補助金が約1,550万円、一般財源が2億2,000万円、残りの4,600万円が起債であります。国庫補助を受ける関係から、一定の縛りもあると思います。また、今日の財政状況から、新たに箱物をつくるということへの是非も含めて検討していかなければならないと私は思います、平

成23年度から始まる第5次総合計画ではどんな位置づけがされているのかお尋ねをし、私の三つの質問の1回目を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の一般質問の1点目、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）について、民主党政権は関係国との協議を開始するとしているが、市長はTPPについてどう考えているのかについてお答えをいたします。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）につきましては、ことし10月1日に菅首相の所信表明演説で初めて発表され、8日には菅首相自身が設置した新成長戦略実現会議で「アメリカ、韓国、中国、ASEAN、オーストラリア、ロシア等のアジア太平洋諸国と成長と繁栄を共有するための環境を整備するに当たっては、EPA・FTAが重要である。その一環として、環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を視野に入れ、APEC首脳会議までに我が国の経済連携の基本方針を決定する」という旨の総理指示を出されました。

同じく11月9日には、菅内閣は、関係国との間での経済連携強化に向け国を開くという観点から、農業分野、人の移動分野及び規制制度改革分野において、適切な国内改革を先行的に推進すると閣議決定されました。与野党でも、賛否両論の中核である農業分野は、関係大臣から成る農業構造改革推進本部（仮称）を設置し、2011年6月をめどに基本方針を決定する。さらに情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を始めるとしています。さらに11月13日には、9日の閣議決定に沿い、菅首相はAPECにおいて「日本はまた再び大きく国を開くことを決断した」と述べ、交渉参加に向けて関係国との協議に着手することを正式に表明され、また「貿易の自由化いかにかわらず、このままでは日本の農業の展望は開けない」とも述べ、農業の競争力強化への取り組みの決意も示されたところでございます。

30日に開かれた食と農林漁業の再生推進本部の会合で、菅首相が「日本の農業が世界に誇れる、また力を持った農業として大成するよう全閣僚の皆さんの奮闘を心からお願いしたい」と述べ、農林水産大臣ら関係閣僚と民間の有識者から成る再生実現会議を新たに設置し検討することとなり、その後開かれた再生実現会議で、農業の国際化に向けた対応について議論され、経済界から参加した委員からは、「企業の農業支援といったことの関係をもっと築いていくべきではないか」などの意見が出され、今後は農家の戸別所得補償制度の拡充や農協改革などについても議論を行い、来年の6月をめどに農業対策の基本方針を策定され、TPP参加への環境が整ったかどうか判断される予定とのことであります。

こうした状況の中で、今後政府において議論が十分に尽くされなければならないものと考えておりますが、国内の環境整備が整うかどうかによって正式に決定されることになれば、当然それを尊重しなければならないという考えでもあります。私としては、農業は日本の基幹産業であり、命にかかわる最も大事な産業だと思っています。21世紀にあっては食の安全と安定確保、自給率の向上は至上の目標であり、国民生活の根幹にかかわる問題として、T

PPが農業に及ぼすデメリットを十分考え、国益とともに市民の立場で方向を決めなければならないと考えております。しかし、議員の御質問の環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に対する見解につきましては、まだ議論がなされ、決定されていない現段階では、個人的な見解を議会で述べることを差し控えさせていただきたいと思っております。御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、塚田議員の一般質問の2点目、公共下水道や農業集落排水事業の水洗化率向上のため、工事費に対する助成はできないかについて、お答えいたします。

下水道事業は、公共水域の水質保全と美しい自然環境を将来に引き継ぎ、快適に暮らすために重要な役割を果たすものでございます。このため、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の整備に積極的に取り組み、平成21年度末の下水道普及率は92%に達しました。最近では、平成20年5月、公共下水道長瀬処理区を、平成21年4月には農業集落排水乙狩地区をそれぞれ供用開始したところでございます。また、水洗化率につきましては、ことし10月末では現在、公共下水道3処理区全体で57%、農業集落排水全体で74.7%であります。

議員の御質問の、排水設備等工事に対する助成についてでございますが、当市におきましては、公共下水道や農業集落排水等に接続する場合の貸付基準を満たすことを条件に、100万までの資金融資あっせんと利率3%までの利子補給制度が供用開始後3年以内に受けることができます。その利子補給件数は、平成19年度は35件、20年度は24件、21年度は14件となっております。また、近隣市の助成制度の実施状況につきましても、当市と同じく融資のあっせん利子補給を行っている状況でございます。新たな助成制度につきましては、既に下水道に接続された世帯との公平性の観点から助成制度は考えておりません。

水洗化率の向上は、もったいない運動の重点項目として、今まで市の広報紙、ホームページやケーブルテレビ、関係自治会への回覧文書など接続へのPR活動を行ってまいりましたが、今後も未接続世帯に対してお願いの文書と戸別訪問の実施などにより、これまで以上に水洗化率の向上を図っていく所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、塚田議員の一般質問の3点目、旧美濃病院跡地は、観光駐車場・イベント広場として整備されたが、今後どのような利用を考えておられるのかについてお答えをいたします。

旧美濃病院跡地の利用につきましては、平成10年にまつり会館基本構想・わくわくコミュニティ広場基本構想を策定しております。この構想は、美濃市の将来のまちづくりの方策として、市民の憩いと触れ合いの場となる新たな拠点づくりや、広域交流を促す新たな美濃市の顔づくりが今後の重要な施策の一つであるとの考えから、旧美濃病院跡地を市民の健康・福祉及び生涯学習の拠点施設のほか、観光交流拠点としての活用を想定した構想として策定

したものでございます。しかしながら、財政的な問題や市民ニーズ、解決しなければならない今日的な課題もあることから、第4次総合計画後期基本計画におきましては、（仮称）まつり会館の建設と（仮称）わくわくふれあい会館の建設を検討するが、当面は観光駐車場として整備するものとしたしまして、これまでに観光客が駐車できる駐車場やイベントの開催、災害時等の避難所の確保など多目的に活用できる観光ふれあい広場に限定して整備を進めてきたところでございます。

今日を見ますに、市街地はうだつの上がる町並みや電線類の地中化、ポケットパークの整備や各イベントの開催などによりまして、連日多くの観光客でにぎわっております。市街地を歴史・文化の中核と位置づけ整備していくことは、市の将来にとりまして重要な施策と考えておりまして、そのためには旧美濃病院周辺を活用していくことは大切であると思っております。

こうしたことから、（仮称）まつり会館の建設と（仮称）わくわくふれあい会館の建設につきましては、現在分散しております市の施設や老朽化した施設を統合し、コミュニティバス「わっちも乗ろCar」により、地域ふれあいセンターと連携しながら、全市民が活用でき、かつ市外からの観光客も楽しめる観光施設として利用できる施設も念頭に入れますことも必要と考えております。さらに、財政計画も含めて第5次総合計画に位置づけたいと思っております。

なお、市民ニーズや声も参考にしていくため、市政懇談会を初めとしたさまざまな機会をとらえ、幅広く市民の皆さんや議員の皆様の御意見をお伺いしながら引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 再質問やら要望を申し上げたいと思います。

まず、1点目のTPP協定の参加について、市長はTPPに参加しても日本の農業が再生できる道を今の政権が探求していると言われましたが、ここの問題は、実は先般の国会の質問の中で、我が党の市田書記局長が質問しております。大規模の農家が多い北海道さえ、関税を取っ払えば破滅的な打撃を受ける、そういうことを具体的な数字を上げて指摘しております。すなわち両立は不可能であるということでもあります。

また、この市長の答弁の中で、自身の考えとして、「農業は日本の基幹産業である。命にかかわる大事な産業。自給率の向上は至上目標である」とまで言われたのにもかかわらず、市長としての見解は「まだ議論がされ、決定されていない段階では差し控える」と、この答弁であったように思います。本音はどうなんですか。決定されてからでは、もうそれは遅いんです。決定されたらそれに従っていくということになりますので、決定される前に、市長が先ほど言いましたようなことを思っておられるのであれば、はっきりやっぱり声を上げていくということが大事ではないかと私は思うわけでありまして。

実はこのTPPに関しまして、先般、去る10月23日に中濃の農業祭が開かれました。そこで岡田JAめぐみの組合長さんは、開会のあいさつの中でこう述べられております。「菅総理が10月1日の所信表明演説で突如として発表した方針だ。我々農業者団体はこの問題を絶対に許すわけにはいかない。TPPは自由貿易をしよう、関税は全部ゼロにしますよというもの。そうすると、農産物はアメリカから安いものが全部入ってくる。農産物だけではない。人も金も物も全部入ってくる。特に農業が破滅になる。農林漁業、消費者団体も含め全国的な統一運動をしている。もしTPPが実行されるなら、全国で農業生産が約4兆1,000億円減ってしまう。食料自給率が40%が14%に減ってしまう。農業破滅だ。我々は全精力を挙げて反対する」、こう述べられておりました。また、その式に来賓として参加をされておられました尾藤関市長は「今、岡田会長から将来の農業問題の危機に関し話があったが、まさにそのとおりだ。我々は将来どのようになろうとも、農業だけは守っていかなければいけない。これは絶対的、基本的な姿だ」と言っておられます。

また、最近の赤旗新聞の報道では全国の町村会大会、農業委員会の全国代表者会議で反対の決議がされました。また、愛知県の蒲郡市長が「国内産業が守れぬ」と反対の意思を表明されております。市長はこうした流れや、JAの岡田組合長や関市長のこうした発言をどう思われますか、再質問をいたしたいと思えます。

次に2点目の、水洗化率向上のため、工事費に対して一定の助成ができないか質問いたしました。答弁では「公平性を欠くので考えていない」という話でありました。公平性を欠くといえば、例えば子供さんの医療費の無料化は、美濃市でも中学校3年生まで外来も入院も無料でありました。そして、私たちの世代の子供が病気になった場合には、お金が要ったわけです。さらに現在、建物の耐震診断では、かつては1万円の自己負担がありました。しかし、現在では無料であります。耐震補強工事ですえも、国の緊急支援事業で来年3月までは1戸当たり30万円が助成されます。子ども手当や高校授業料の無償化も、また高速道路の料金の軽減でも、市の言い分からすればすべて公平性を欠くものばかりであります。事業が進まないときは、一つの政策として打ち出すことが重要だと思いますが、その点どうでしょうか。よろしくお願いたします。

それから、3点目の旧美濃病院の跡地は要望いたします。

第5次総合計画にも踏襲していくということですが、今の答弁を聞いておきますと、これまでの構想が一段と膨らみ、大きな観光施設でも考えておられるように私は思いました。私が質問で言いたいことは、今日の財政状況の中では、大きな箱物をつくることは一時凍結して、仮につくるとしても老朽化した老人福祉センターのような市民から切望があるものに限って、必要最小限にすべきだということでもあります。

先般も議員に渡されました財政指標の資料を見ますと、財政力指数は平成17年が0.53、21年が0.61。経常収支比率は17年が92.6%、21年が99.1%。公債費負担比率は17年が16.3%、21年が14%で若干改善されているものの、まだまだ厳しいことには変わりありません。市の借金も平成22年度決算見込みでは、一般会計で76億円、特別会計、企業会計で179億円と全

体で255億円となっており、この数年、極めて深刻な財政状況が続くと思われま。総務部長は市の財政状況はだれよりもわかっておられるはずであります。当分の間はあまり市民が望んでいないような大きな事業は控えるべきで、事業には優先順位をつけ、身の丈に合った行政運営を行うべきだと思います。そのように要望しておきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 塚田議員の再質問にお答えをいたします。

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）につきましては、JAめぐみのからも要望をいただいておりますが、農業にかかわる国民にとっては重要な問題であり、その考えは十分理解できます。また、関市長の考えも理解するものでございます。

TPPにつきましては、私は県の山林協会の会長という立場からいえば、林業においては輸入材により日本の林業が大変疲弊していると、こういう現況からも大変懸念を持っているところでございますけれども、今後も国内の環境整備について検討されて明らかになってくるといふふうに思っています。私は美濃市という立場、あるいは美濃市長という立場だけでなく、岐阜県の市長会長という立場もあって、このTPPの参加、あるいは協定等について、市長会を通して21市の考え方をまとめて主張していくという立場もございまして、現時点でいろんな立場から検討して、今判断をしてお話をするということは大変難しいと考えておりますので、その点御理解を賜りますようお願い申し上げて、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、塚田議員の再質問についてお答えいたします。

議員の言われる事例は、国・県の施策やその関連事業についての助成制度であり、すべて市独自の助成ではなく、下水道工事の新たな助成制度は公平性を欠くものと考えますのでよろしく願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） それでは、意見を申し上げておきます。

まず、最初のTPPの問題、確かに市長が言われる「私は県の市長会の会長である。だから皆さんの意見をまとめていかなければならない。そういう立場から非常に難しい」と、それはわかります。わかりますけれども、やはり美濃市の市長としてこの問題についてどう思うのか。そこら辺はやっぱりはっきりしてもらわんと、確かに自給率上げると、それも大事やと、農業大事、林業大事と言われるんですが、じゃあこういうものについてどうかという、逃げておられると。例えば、前に河口堰の問題やりました。そのときにもはっきりしたことは言われませんでした。逃げられました。今度も逃げられると。こういう時々大事な問題について自分の考えを、やっぱり反対でも賛成でもいいんです、それは。はっきり述べるというところがないと、市長何を考えておるんやと。新聞見ても、世論見てもわかるはず

ですね。そこら辺の考えで、やっぱり自分自身の考えをしっかりと持ちながら、今の県の市長会でも臨むということも大事だと思います。だから、関の市長でもそういうふうに反対やと言ってみえるのであれば、もっと美濃市長もはっきり言ってもらわんと、本当に今の段階で、決まってからではもう遅いんですよ、さっき言ったように。だから決まる前に、私はこう思うというふうで、全部県の市長会を引っ張っていくというような立場にぜひなってほしいということを要望しておきます、これは。

次の下水の問題ですが、私が先ほど言ったことについて、これは国のことやというふうに言われましたが、そんなさらっと言われる問題じゃないんです。国でも市でも県でも一緒です、それは。やはり時代が進んでいけば、当然いろんなものが改革されたり改変されたりと、順番によくなっていくんです。だから、今例えば下水道の水質管理を上げようと思えば、もう啓蒙、啓蒙、お願いするという、それ一本ですね。それではなかなか進まんから、僕はこういう提案をしておるんです。ですから、進まん事業については思い切った施策が必要やと思うんです。このことについては、部長の立場でやりますとか検討しますと言えんと思うんですが、本当にこのことは大事な問題やもんで、ほかっておくと、目標決めても達成できん場合は、いつまでにできるんやというふうになってまうもんで、先ほど不公平感という問題があったんですが、僕はそんな思いませんもんで、ぜひそこら辺も考えて再検討を部長、よろしくお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、塚田議員の再々質問にお答えいたします。

議員御指摘の件につきまして、市といたしましては現行の資金融資のあっせん利子補給制度を活用していただくなど、下水道の水洗化の必要性を市民の皆様にご理解していただくように、職員一丸となって啓蒙活動を推進してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている議第55号から議第64号までの10案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、各常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は12月8日午前10時から、民生教育常任委員会は12月9日午前10時から、産業建設常任委員会は12月10日午前10時からそれぞれ開催する旨、各委員長にかわって告知いたします。

〔追加議案配付〕

○議長（佐藤好夫君） お諮りいたします。ただいまお手元配付いたしましたとおり、議第68号が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議第68号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 議第68号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第68号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 議第68号の美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

議案集1ページをお開きください。

平成19年4月に美濃市教育長として御就任をいただき、本市の教育行政、とりわけ学校再編成などに御努力をいただきました森和美さんが、本年10月29日に死去されました。生前の先生の御功績に深く敬意を払うとともに、心より御冥福申し上げます。先生に対する追悼の念は消えませんが、直面する教育行政を推進するため、前教育長 森和美さんの死去に伴う教育委員の後任を御承認いただかなければなりません。

つきましては、美濃市笠神572番地3、藤川久男さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。任期は前任者の残任期間で、平成24年9月30日まででございます。藤川久男さんの生年月日は昭和27年6月22日生まれで、年齢は58歳でございます。経歴につきましては、昭和51年3月に岐阜大学教育学部を御卒業後、岐阜大学教育学部附属小学校教諭、昭和中学校教諭、岐阜県教育センター専門研修主事などを経て、平成7年4月に岐阜大学教育学部附属小学校教頭に、その後、岐阜県教育委員会美濃教育事務所長などを歴任され、平成21年4月から美濃中学校校長として勤務されております。藤川さんは教員生活35年の中で、教育行政にも長年携わってこられ、本市の教育の実情にも明るく、人格、識見ともすぐれ、森前教育長の後任の教育委員として最適者と考え、任命いたしたいと思っておりますので、御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより議案精読のため、暫時休憩いたします。

午後3時06分 休憩

午後3時06分 再開

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第68号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから12月13日までの6日間、休会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから12月13日までの6日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

12月14日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでございました。

散会 午後3時08分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年12月7日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 塚 田 歳 春

署 名 議 員 並 信 行

平成22年12月14日

平成22年第7回美濃市議会定例会会議録（第4号）

議 事 日 程 (第 4 号)

平成22年12月14日 (火曜日) 午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第5号)
- 第3 議第56号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 第4 議第57号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第2号)
- 第5 議第58号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
- 第6 議第59号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第2号)
- 第7 議第60号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 第8 議第61号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算 (第1号)
- 第9 議第62号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第10 議第63号 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例について
- 第11 議第64号 美濃市第5次総合計画基本構想の策定について

本日の会議に付した事件

第1から第11までの各事件

出席議員 (15名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
3 番	太 田 照 彦 君	4 番	森 福 子 君
5 番	山 口 育 男 君	6 番	佐 藤 好 夫 君
7 番	武 井 牧 男 君	8 番	市 原 鶴 枝 君
9 番	鈴 木 隆 君	10 番	岩 原 輝 夫 君
11 番	平 田 雄 三 君	12 番	日 比 野 豊 君
13 番	児 山 廣 茂 君	14 番	野 倉 和 郎 君
15 番	塚 田 歳 春 君		

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
総 務 部 長	平 林 泉 君	民 生 部 長	梅 村 健 君
産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君	建 設 部 長	丸 茂 勝 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君	教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君
総 務 課 長	西 部 真 宏 君	秘 書 課 長	市 原 英 樹 君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 平野 廣夫

議会事務局長 井上 司

議会事務局書記 長屋 充宏

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番 古田豊君、3番 太田照彦君の両君を指名いたします。

第2 議第55号から第11 議第64号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、議第55号から日程第11、議第64号までの10案件を一括して議題といたします。

これら10案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 平田雄三君。

○総務常任委員会委員長（平田雄三君） おはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月8日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第64号 美濃市第5次総合計画基本構想の策定についてを議題とし、関係職員から、詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会委員長 太田照彦君。

○民生教育常任委員会委員長（太田照彦君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月9日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

最初に、議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものに決定いたしました。

次に、議第56号 平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、

関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑なく、討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第60号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第61号 平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第63号 美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 日比野豊君。

○産業建設常任委員会委員長（日比野 豊君） 今期定例会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る12月10日午前10時から委員全員の出席を得まして、委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

最初に、議第55号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第57号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第58号 平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第59号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第62号 平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に議第55号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第55号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第56号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第56号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第57号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第57号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第58号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第58号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第59号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第59号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第60号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第60号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第61号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第61号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第62号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第62号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第63号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第63号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第64号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第64号は委員長報告のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第7回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時14分

市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第7回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成22年度美濃市補正予算を初めとする15件の議案につきまして慎重に審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

さて、現在の厳しい経済雇用情勢の中で、景気が二番底に陥るおそれがあることから、国においては円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策を盛り込んだ総額4兆4,000億円の補正予算が去る11月26日に成立しました。この補正予算は、地方公共団体によるきめ細やかなインフラ整備を支援する地域活性化きめ細やかな交付金に加え、新たに地方消費者行政や自殺予防等の弱者対策として住民生活に光を注ぐ交付金が創設されるなど、緊急性、即効性を重視したものとなっておりますが、混迷する政府の政権運営を見てみますと、迅速な対応ができず、かけ声だけに終わりそうな気配もあり、予断を許しません。

地方においても経済情勢は極めて厳しいものがあり、市では年末に向けて市民の皆様が安全で安心して無事に新年を迎えられますよう、職員とともに頑張っまいります。また、景気対策の速やかな実行を、岐阜県市長会長として全国市長会や岐阜県市長会を通して国に働きかけてまいります。

現在、来年度の予算編成作業を行っておりますが、子ども手当につきましては、地方公共団体に国が約束した平成23年度全額国費で賄う約束を実行すること、上乘せ分についても保育料や給食費の不払いに対する市町村の天引きを認める現物給付などとする案など、実現が難しいことは承知しておりますが、全国市長会を通じて国に働きかけていきたいと思っております。

市税等の減収により税源確保は非常に厳しい状況であります。地方交付税の確保についても、国の再編成方針の詳細は決まっておりますが、地方が何より求めているのは、地方が自由に使える財源の確保と小泉政権による三位一体改革に伴う大幅に削減された地方交付税の復元について、今後も全国市長会等、地方六団体を通じて地方交付税の増額などを地方の財政支援に力を入れるよう、国に対し強く求めていきたいと思っております。

さて、平成22年も残すところわずかとなりました。議員各位にはこの1年間、市政進展のため御活躍をいただき、まことにありがとうございました。年の瀬も迫り、何かと心せわしくなり、寒さも一段と厳しくなっておりますので、どうかお体には十分御自愛をください。市民の皆様とともに健康で御多幸な輝かしい新年を迎えられますよう、御祈念を申し上げます。

これをもって閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、平成22年度美濃市一般会計補正予算を初め、重要案件

が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願い申し上げます。

なお、本年も残すところわずかになりましたが、年未年始を事故等に御注意くださいます、輝かしい新年をお迎えになるよう祈念申し上げまして、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでございました。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年12月14日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 古 田 豊

署 名 議 員 太 田 照 彦

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第55号	平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中所管部に関する事項	原案可決
議第64号	美濃市第5次総合計画基本構想の策定について	原案可決

平成22年12月8日

総務常任委員会委員長 平田雄三

美濃市議会議長 佐藤好夫様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第55号	平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中所管部に関する事項	原案可決
議第56号	平成22年度美濃市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第60号	平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第61号	平成22年度美濃市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議第63号	美濃市路上喫煙の禁止等に関する条例について	原案可決

平成22年12月9日

民生教育常任委員会委員長 太田照彦

美濃市議会議長 佐藤好夫様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
議第55号	平成22年度美濃市一般会計補正予算（第5号）中所管部に関する事項	原案可決
議第57号	平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第58号	平成22年度美濃市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議第59号	平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議第62号	平成22年度美濃市上水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成22年12月10日

産業建設常任委員会委員長 日比野 豊

美濃市議会議長 佐藤好夫様